

小値賀町議会第四回定例会は、平成二十年十二月十八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
横	松	立	伊	岩	浦	小	土	加	宮
山	永	石	藤	坪		辻	川	山	崎
弘	勇	隆	忠	義	英	隆	重	雅	良
藏	治	教	之	光	明	郎	佳	徳	保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	中村	升水	尾崎	大田
憲道	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	敏章	裕司	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十年十二月十八日（木曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（加山雅徳議員・土川重佳議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 発議第一〇号 小値賀町議定会議規則の一部を改正する規則案
- 第六 議案第六二号 小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第六三号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第六四号 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十年小値賀町議会第四回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・加山雅徳議員、三番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月十九日までの二日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月十九日までの二日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） おはようございます。

町 長

中学三年生の皆さんには、たくさん傍聴していただきまして、ありがとうございます。

本日、ここに、平成二十年小値賀町議会第四回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

今年で三年目を迎える小値賀町の「JICA地域提案型研修」は、九月十日から九月二十七日までの十八日間にわたって実施いたしました。本年も、小値賀町が提案した内容に興味を示した候補者の中からフィジー・サモア・トンガ三名の外国人研修生が小値賀を訪れ、長期にわたり多くの住民とのコミュニケーションを図ることが出来ました。

次に、十一月二十二日・二十三日の二日間、全国の離島の活性化を目的として、東京池袋サンシャインシティで開催されました『アイランダー二〇〇八』に本町職員及び生産者の代表も大勢参加いたしました。今回は過去最大となる全国四十九ブース・二百あまりの島々からの参加がありました。小値賀サポーターズの応援もあり、ブースは多くの人々がつめかけ大盛況でした。また、来場者への好感度アンケート調査の中間発表で、今回も昨年と同じ第四位になっております。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、最近、妊婦や新生児の診療拒否による死亡などの報道がある中で、国や県は、安心安全に子供を生み、健やかに育てる社会の構築に向けた施策を強力に推進しようといったしております。妊婦健診の充実や新生児聴覚検査の実施など、母子保健の強化を進めております。

また、保育所と健康管理センター母子保健の連携を図りながら、妊婦や乳児の母親を対象とした各種事業を実施いたしております。子育て研修の外、外国人のお母さん方が増えてきた中で、ハロウィン祭りやフィリピン料理を食べる催しなど、楽しいイベントも実施いたしました。

保健班では、憩いの家主催の心の講演会は、北海道の「べてるの家」から講師を招聘して開催いたしましたが、多くの方に聴講いただきました。

インフルエンザ予防接種を、十月二十八日から十二月十一日まで十回行い、住民のほぼ半分に相当する約千六百五十名の

方が受けられました。

環境班では、ごみ焼却場の改修工事がほぼ終り、通常運転を始めております。修理前に比べて燃焼状況が格段に向上いたしております。

産業振興課関係について申し上げます。

まず、先月三十日に開催されました「第二十四回ふるさと産業祭り&ふれあい広場」について報告いたします。

町内外から七百人を超す来場者があり、盛会のうちに終了することが出来ました。これはひとえに、実行委員会の委員の皆さま及び町民のご協力によるものと思っております。今回新たに開催した「大声大会」及び女性限定での「尻相撲大会」では大変盛り上がり、大勢の方々楽しんでいただきました。

農林班では、牛市が十二月五日に開催され、子牛九十三頭が上場されましたが、平均価格三十万二千二百七十六円と、平成十四年三月の以来の安値となりました。同じ離島市場である宇久と比べても、約八万円の安値でした。これには、天候が悪く、購買者が少なかったことも上げられますが、市場のあり方、出場牛のそろえ方にも検討の余地があるものと思われる。

また、担い手公社での研修期間を済ませた新規就農者の育成を目的としたリースハウスが二棟完成し、担い手公社へ貸し出しております。ここでは二名の卒業生がミニマトを作付けしており、今月末から出荷する予定です。

水産班では、燃油高騰問題につきましては、原油の国際価格の下落を受け、当町における燃油の小売価格も八月、九月をピークに下落を続けております。しかし、上半期における急激な価格上昇は、生産者の燃油消費の節減努力を大きく上回り、その負担額は大きく経営に影響を与えております。このような中、この度、国において講じられました「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を活用し、新たな漁業用燃油補助により、漁業生産活動の支援を強化したいと考え、今議会に予算を計上させていただきます。

アワビ種苗センターにおいては、種苗生産の第一工程であります採卵を十一月に六回実施し、予定量の受精卵を採苗筏に収容いたしました。生産数低迷の原因の一つと考えられる初期段階での減耗対策について、県総合水産試験場の指導の下、新たな取り組みも進めております。

あわび館においては、じげもん振興協議会の事業であります「小値賀じげもんセット二〇〇八」に参加し、アワビ・サザ

エに今回初めて塩ウニを加えたセット商品の販売に取り組んでおります。

商工観光班では、十月二十三日から二十八日かけて行なわれました旧野首教会百周年記念事業については、おかげさまで、旧野首・舟森地区の住民の方々はもとより、町外からも多くの参加があり、大変有意義な事業となりました。具体的には、アレックス・カー氏によります基調講演やJTB清水常務を始め、片寄教授、鉄川建築士、菊森コーディネーターを招き、開きましたシンポジウムにつきましては、百五十名を超える参加者があり、世界遺産登録推進と共に、これからのまちづくりについて町民を交えての熱心なディスカッションとなりました。

また、第八回おぢか国際音楽祭も一緒に実施され、幻想的な野崎島野外コンサートなど、六日間のいろいろなプログラムにより、充実した事業展開が出来たと思います。テレビ・新聞において大きく取り上げてもらったことで、本事業を通して世界遺産暫定リスト入りした旧野首教会を始め、小値賀の魅力が内外に広く伝わったのではないかと感じております。

さらに、情報発信については、「おぢか特集」が、各種雑誌で大きく取り上げられ、PR・知名度向上が図られたと考えております。今後ともイベント事業や情報発信を通して、小値賀町の魅力と存在を引き続き発信して行きたいと思っております。

じげもん推進班では、まず、昨年より取り組んでおります「じげもんセット」について報告いたします。小値賀町の特産品をセットにした「小値賀じげもんセット二〇〇八」をダイレクトメールやおぢか新聞、ホームページなどにより注文を取ったところ、A・Bセット及び磯もんセットを合わせて三百件の注文があり、今月の十日から発送し、十五日までに無事発送を終えております。また、特産品をより多くの方に買っていただくために、長崎県の新規補助事業の採択を受け、インターネットによる通信販売のシステムを現在構築中です。このシステムが出来れば、インターネットでセットだけではなく、単品でも購入することが出来るようになり、消費者のニーズに対応した販売体制を考えております。

次に、地産地消と食育推進のため、『ふるさとの味・かーちゃん味の味つたえよー会』による、子供を対象とした「クリスマス会」が、今月二十二日に開催されます。当日はじげもんを使った「だご汁」の試食コーナーをはじめ、様々なイベントが予定されております。

教育委員会関係について申し上げます。

九月二十八日に開催しました「第四十二回町民体育レクリエーション大会」には、幼児からお年寄りまで多くの町民の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

十月二十一日には第二期県高校改革推進会議から、県立高校改革のあり方に関する『答申書』が県教育長へ提出され、その中で、「二島一校の高校でも統廃合の対象とする。」という内容であったため、十一月十二日に町議会と一体となって、県知事、県議会、教育庁等へ出向き、一島一校の高校の存続を強く要望いたしました。

十一月八・九日の二日間、「第三十四回町民文化祭」が開催され、書道・絵画・陶芸等の展示や舞踊・詩吟・コーラス・演劇等が上演され、日頃の活動成果を存分に発揮し、多くの来場者を楽しませていただきました。

同じく八日に「第二十六回少年の主張発表大会」が行なわれ、小学生三名、中学生三名、高校生三名の児童生徒がそれぞれの考え、意見をのびのびと発表し、中には、涙を誘う発表もあり、会場に詰め掛けた町民の方々に大きな感銘を与え、小値賀の子どもたちが心豊かに成長していることを実感いたしました。

新春、一月三日には「第六十一回成人式」を執り行います。今回の成人者は男子十三名、女子二十七名の四十名でございます。少子化の影響等により年々、成人者も減少している状況にありますが、新成人として、大人への仲間入りをする若者を激励し、心から祝福したいと思っております。

診療所につきまして申し上げます。

十月一日より新任の今立医師を迎え、医師二名体制の確保ができ、特定健診、インフルエンザ予防接種等の事業も順調に終わることができております。しかしながら、正規の看護職員の人員が極端に不足している状況で、臨時看護師や補助看護で何とかカバーしている状況で、医療サービスの低下や職員就労環境面からも早急に看護師を募集し、補充に努力したいと考えております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は特別交付税を主な財源として、各事業の事業費の変更や事業完了に伴う補正、その他年度内執行が急がれる経費について計上いたしております。

今回の補正額は一億五千六十万円で、現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、二十八億二千五百五十五万円であり、前年同期の予算に比べ、〇・五％・一千四百八十五万円の減額となっております。特別会計は、国保会計他三会計で、補正額は三百五十七万円の減額となっております。

なお、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案など、三件の案件につきましては、

説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案八件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

議案の提案理由及び内容につきましては、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏）　これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・立石隆教議員

八番（立石隆教）　私は、町長に『チェコ共和国から貸与された愛知万博の展示作品の取り扱いについて』と『おぢか国際音楽祭の認識とその位置づけと今後の方針について』を伺います。

まず、第一点目の『チェコ共和国から貸与された愛知万博の展示作品の取り扱いについて』を伺います。

二〇〇五年に開催された愛知万博「愛・地球博」に参加した外国のパビリオンの中で、チェコ共和国のパビリオンのテーマは、「いのちの芸術」でした。芸術に焦点を当てたのは、現代社会の中で芸術は言葉を超えて感情を表すことが出来る共通の言語であり、国々の異なる文化の距離をより近づけることができると考えたからだ。チェコの関係者は説明しています。そのパビリオン内は、「ファンタジーと音楽の庭園」と銘打ち、音楽や映像を駆使し、ウォーターピアノ、金属や木や石の音、光のランプペットなど、聴いて見て触って感じるものを目指して作られたようです。

展示されたものは、すべて、伝統と最新技術が融合した作品で、チェコ共和国の若い新進気鋭の芸術家や、建築家が自信を持って作り出された作品のようでございます。

残念ながら、私はその愛知の万博に行ったことがございませんので、直に見ておりませんが、縁あって、この「五感と心に訴える展示」作品の多くを小値賀にいただいております。しかしながら、せっかくご厚意でいただいたものなのに、十分に生かしていないのが現状です。二点だけは、小値賀港ターミナル内に置かれています。これとても不完全な形で展示さ

れています。万華鏡は、中に水が入られ、内部と外部に光が灯るようになっており、双方から覗くとお互いの顔が映像になるというのが本来の形だそうです。また、球状の作品は、中心に光源があり、内部の模様が光に照らされて鮮やかに見えるというものようです。せっかくだいたいのなのに、もう二年も経っているのに完全な作品の再現が来ていません。また、ターミナルの二点以外にも数点いただいておりますが、それは現在、旧幼稚園に置かれたままになっていないかと思いません。それらもそのまま放置されているのではないのでしょうか。せっかくだいた記念の展示品であり、芸術作品であり、きちんと本来の作品として再生し、生かしていく姿勢が、チェコ共和国の気持ちに込めることではないかと思いません。

旧幼稚園も図書館として再生されますが、今置かれているこれらの展示作品をどのようにされるおつもりか伺います。二点目の質問は、一点目の再質問が終わってから行います。

また、再質問は、質問者席からさせていただきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） チェコ共和国から貸与された愛知万博の展示作品の取り扱いについてお答えいたします。

現在の展示状況は、新ターミナルビルに、ミラーの球体の「ダンデライオン」と水の万華鏡の「ウオターカレイド」の二基を展示いたしております。また、「ダンデライオン」は、二〇〇六年に開催された佐世保広域圏主催の『西海にせん市』においても展示いたし、チェコ共和国と小値賀の友好関係についても圏域の住民にアピールすることが出来ました。

また、産業祭りにおいても体育館に展示し、町民にも公開いたしました。

その他の非展示品やウオーターピアノやオルガン等の展示品があり、旧幼稚園に保管いたしております。万博会場での展示と違いまして、水を利用するものなど、セッティングが難しかったり、展示品の一部が破損しており、展示するためには修理が必要ですが、特注品ということもあって修理などかなりの費用がかかるようございます。

現段階においては、まだ展示できるものについては、危険性が無いことを確認して、学校施設等に展示してみたいと考えております。

なお、これらの展示品を民間に譲渡すれば、関税が課されるということになっており、譲渡も難しいようございます。したがって、残りの楽器につきましては、廃棄するわけもいきませんので、遊休の施設などに保管しようと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 今、幾つか破損しているところもあるということですが、それらが修理が出来るものであれば、或いは金額的にどれぐらいかかるのか、そうした算定というものが、したことがあるのかどうか、それをまずは確かめておきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

主電源がですね、日本の場合には二双ですけど、ヨーロッパで作ったということで、三双ということもあるしですね、パイプオルガン等については切断されたまんま持って来たというようなこともあるし、この点についてはですね、今後、検討をしながら、そしてまた、国際音楽祭の皆様ともですね、一応相談しながら今後検討したいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 別に国際音楽祭と一緒に検討する必要はないと思いますが…。

今、おっしゃってたボルト数が違うんですね。大体あそこの電気を使うとかかっていうのは、ほとんどあの作品は二百ボルト以上でございます、普通の家庭用では差込み何かも勿論違いますよね。三双ですから…。

そういうことで、直ぐにはどこがどう壊れているのか、どこがちゃんと動いていないのかっていうことも判らないという状況ですよ。

ですから、私が聞いたのは、そうしたことを点検するとか、そうした形っていうものをちゃんとやられたのかなあと、もらったまま「これは動かせないなあ。」と言って、そのままホコリまみれにしているのではないかと、それだと失礼だなあというふうに思いましたものですから、そういうふうなことは、きちんと試しておられるのかということをお伺いしたわけです。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 積算とか何とかということにつきましては、今の段階ではしておりません。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） このチェコの作品は、先ほども私も質問いたしましたが、その文章の中にありましたけど、実はほとんどが芸術家がつけている、チェコの人の…。

で、実は万博が終わったら、その作品を作った芸術家が、「自分たちのところに戻してくれ。」っていうふうにチェコの政府にお願いしたという経緯があるようです。それを、自国まで持っていくにはものすごく大変だから、もうとにかく小値賀の方にといいことで、いただいたというふうに伺っております。

したがいますして、本当は『あげる』ということにしたいんだけど、書類上は『貸与』、「お貸しします。」という形になつていると私は思っておりますが…。下手してですね、何時のときか、それが「いや、返してくれ。」っていうようになつたときに、契約上はそういうふうになつていっているということになると、簡単に破棄はできないようなあと私は思っているんですが、その点は町長どう理解しておられますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 修理等というの、なかなか芸術家ですね、作つたつていうのは認識いたしておりますし、ただ、どういうふうにですね、修理すればいいのかということ、いろいろは考えておりますが、ただ、今幼稚園の所にですね、置いているのは事実ですので、ただ破棄は出来ないんですが、斑の学校の方にちゃんと保管をするしかないんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 復元をするということでもですね、ちよつとなかなか厳しいなあというふうに思います。

なぜならですね、その作品を小値賀町で多分現実に見た人がいないのではないかと…。つまり、きちんと動いている状況を見たことがない。かと言って、その作品について詳しい人間が日本にいるかという話になると、もうチェコの担当は帰つてはるはずですから、そうなる、そういう人たちもない。

というふうになると、きちんと復元出来るのかなあという心配もするんですが、その辺は今後、どういう手を打とうと、どういふことで研究しようと思つているのか、具体的なおつもりがあれば伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 当初の分にですね、譲渡されるといふときに、直ぐ使えるというふうには私の方は思っております。

それが、持つて来たところがですね、全然使えない状態ということ、ちょっと話が違ふんじゃないかというふうに思った経緯もあります。

そういうことで、一応専門の方にですね、いろいろ見ていただいて、今後検討をするというしか、今のところ、それしかないんじゃないかというふうには思っておりますので…。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 小値賀にそういうふうに譲渡するという形になった後だと思いますが、愛知県のある町の方から、「あの展示物を是非自分のところにほしい。」というふうに数自治体から言われたということもあるようです。

で、それを、そういうところに行かないで、うちの方に引き取っているわけですから、どうぞ無駄にしないということ、しっかりと思つて、ホコリまみれにならないように、是非生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の二点目に移つてよろしいでしょうか。

二点目の『おちか国際音楽祭の認識とその位置づけと今後の方針について』伺います。

平成十四年四月に第一回目を始めてから、本年の三月で第七回を数えた「おちか国際音楽祭」ですが、先の十月下旬に旧野首教会百周年記念事業の一環として花を添える形で内容を大幅に変えて実施されたものが、第八回目としてカウントされています。十月に終わった百周年記念事業は、番外編ではありましたが、音楽祭を楽しみに来島していた方の中には、遠くは神奈川県や静岡県、また、福岡や長崎からはグループでお出でいただいた方々など、常連のお客さんも若干ながら増えてきております。

私は、当初よりこの音楽祭に対して、個人の立場でお手伝いさせていただいております。

今年で第八回を迎えることとなりましたが、『継続は力なり』で、最近になってやっと当初の目的に近づきつつあるかと実感しております。

しかしながら、町民の皆様の中には、国際音楽祭を小値賀で開催する意味や経緯、その成果をご理解いただけず、目の前のことだけでこの取り組みの良し悪しをとり立たされた方もおありではないかと、取り越し苦労かも知れませんが、心配しているところです。私は単にお手伝いの立場ではございますが、町長は主催者ですから、町長の方針や態度によつては、この国際音楽祭の今後のあり方などに影響を与えることとなります。せつかくここまできたこの事業に対してどのような考

えを持ち、今後の方向をどうみておられるのか伺いたいと思います。

まずは、事実の確認です。町長はこのおちか国際音楽祭を始めた経緯をどのように認識し、初期段階の町の役割はどこにあり、どのような期待を持って始まったと理解しておられるのか伺います。

この国際音楽祭は、文化の振興や音楽教育や環境問題などを公式には掲げておりましたが、本来の狙いは、まさに『交流人口の増大』にあります。そこに焦点を絞った運営をしている現状がありますが、そのことについて、どのように考えておられるのか伺います。

ご承知のように、初回以外は、この国際音楽祭の主催は『小値賀町』と『おちか国際音楽祭実行委員会』となっております。町は平均して総事業費の四分の一を一般会計から出費しておりますが、残りの四分の三の経費はこの事業及び実行委員会の努力によって、いろいろなどころより調達されております。町が主催であるのに、予算項目が補助金となっていること、事業費の四分の三を外部から調達していることについて、どのような考えを持っておられるのか伺います。

この国際音楽祭は、毎回報告書を作成し、その中で、この事業の経済的な効果について分析をしております。当然ご承知のことと存じますが、それによると、開催年によっては総事業費が約五百万円から一千三百万円とばらつきはありますが、町の一般会計からの出費は大体約二百五十万円程度ですが、これに対して、約二倍から約三倍以上の金額が小値賀町内に落とされています。かつての箱物公共事業は、ときには住民の批判を浴びることがありながら、その必要性よりも、その公共事業がその地域で業者が実施することで地域経済活性化を図るといふ側面があり、地方行政の大事な仕事のひとつとされており、重要な意味を持っておりました。この国際音楽祭は、ハード面ではなく、ソフト面ではありますが、そのような事業を展開し、町内に現金を投下させるという新たな公共事業の姿ではないかと私は考えております。

また、毎回、新聞やテレビ、ラジオなどのマスコミに取り上げられ、国交省の機関紙や報告書にもかなりのページ数に渡り掲載されるなど、PR効果は決して少なくはないと考えますが、この件に関して町長のご認識を伺います。

おちか国際音楽祭の実施内容と同等なものは、世界的に存在します。しかし、世界的に見て離島で行われているものは、ほとんどなく、離島であるがゆえに集客することの大変さがあるのですが、だからこそ、世界唯一の島の国際音楽祭と認知され、注目されるのだと思います。この頃は、県内でも、東京でも、ときどき「おちか国際音楽祭は知っている。できれば行ってみたい。」と言われる回数がどんどん多くなってきており、評価もなされるようになってきたと実感しておりますが、

このような取り組みを島で行う意味、小値賀で実施する意義について、町長はどのような見解をお持ちか伺います。

平成十九年の第六回目、平成二十年の第七回目の特徴として、遠くは北海道から、受講生ではなく、音楽祭を楽しみに島に訪れるリピーター客が出てきたことがあげられます。この傾向は、北海道からだけでなく、東京から、静岡から、福岡・長崎からと増えています。

しかし、島内に目をやりますと、盛り上がりはいまひとつであることは否定できません。町主催としながらも、担当の産業振興課及びスタッフになっっている職員以外は、ほとんど無関心という姿勢も見受けられますし、住民の参加もいまひとつかなと思います。もちろん、実行委員会のスタッフや期間中に限ってボランティアでお手伝いいただく住民のみなさん、恒例となった国際音楽祭を、コンサートとともに講師やアーティストと交流することを毎年楽しみにしている方など、この音楽祭を守り立てていただく方々は、少なからずおられるのも事実であります。できれば、文字どおり、町を上げての国際音楽祭にしていくべきですが、これを実現するための具体策について、主催者としての町長として腹案でもあれば、お伺いをいたしたいと思えます。

この国際音楽祭は、当初から『官民協働』を意識して組織されたものです。ですから、双方の協力の仕方や同じ土俵で事業を展開する仕方、役割分担など、手探りの状態で今日まで来たというのが、現状です。町職員もそうですが、民間のスタッフは同じ趣味で集まったものでも、金銭的な報酬があるわけでも、名誉や地位をねらって始めたわけでもありません。ただ一点、この国際音楽祭を実施することで、その狙いである交流人口の増大、「これがひいては小値賀経済の活性化の小さな役割を果たすことになる。」との思い、小値賀のためになるという気持ちがあるからなのです。「おぢかの地域経済活性化のために」と思えばこそ、その心だけが、むずかしく、あるときには辛い役割にも耐えていけるのです。こうした現状を、町長はしっかり把握し、スタッフのモチベーションを維持させる心配りをしていく必要があると考えます。

この点について、町長は、今後の『おぢか国際音楽祭』に対するあり方を含めて、どのように考えているのか伺います。

再質問があれば、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） おぢか国際音楽祭につきましては、先の十月二十三日から二十八日の六日間、旧野首教会百周年記念事業と共催され、旧野首、舟森住民はもとより町内外の皆様の好評を博しており、小値賀町の一大イベントとして育っている

ことは、町民の皆様も周知のところでございます。

第一点目のご質問の、音楽祭を始めた経緯と初期の町の取り組みについてでございますが、一九九九年に小値賀町の町制施行六十周年事業と連携した、五島出身、増田画伯の旧野首教会での個展が行われました。同時に、増田画伯が本場ヨーロッパで活躍している音楽家を呼んで教会コンサートも行われ、その時参加していた日本人音楽家が、野崎の環境や一生懸命に頑張っているスタッフに感激し、その翌年に「野崎島をフィールドとして一緒に音楽祭をやりませんか。」と、当時のながさき島の自然学校に持ちかけられたのがきっかけと伺っております。その後、自然学校では、直接、オーストリアで活躍中の音楽家からの熱心な構想を受けて事業実施を決定し、ボランティアの実行委員会を立ち上げ、いろいろなご苦労があったように聞いておりますが、今回の第八回まで続けていただいているところでございます。

初期の町の役割といたしましては、民間主体の事業を推進するため、県補助金の調整や各種のバックアップ役として支援をしていたと認識いたしております。

第二点目の、音楽祭の現在のあり方の見解や位置づけでございますが、冒頭でも申しましたように、小値賀を代表する一大イベントとして着実に認知されつつあると思えます。長崎県でも、この音楽祭を参考にした「ながさき音楽祭」が行なわれたり、都市市での音楽祭も小値賀スタイルで行なわれるなど、その内容やシステムの評価は高いものと考えております。実施の目的としては、おっしゃる通りに音楽を通して『交流人口の拡大』に主眼を置き、そのために産業振興課を担当といたしております。実行委員会の中でも紆余曲折を重ねながら、その成果が徐々に現れており、そういう意味では、今後も観光振興の核となり得るものと位置づけております。

三点目の、町主催と総事業費、資金調達問題等についてですが、事業運営につきましては、少しずつ変化しております。最初は自然学校全体で取り組み、その後、独立した実行委員会組織が組織されて運営し、第三回から町も事業主催となっております。

現在の総事業費は約八百万円程度で、その資金につきましては、町が二百五十万円の補助金を交付し、残りの分を実行委員会が、各種の民間助成事業やコンサート収入を中心とした自主的な財源調達をしているところです。新規事業を余儀なくされる民間助成事業、或いは一軒一軒頭を下げてお願いする企業協賛を受けながら、財源を確保する実行委員会皆様のご努力には、町を代表いたしまして心から感謝申し上げますとともに、民間主導的な事業運営に対しましては、町の地域活動の

手本となるものと評価いたしております。

次に、第四点目の、音楽祭の地域経済の活性化への貢献や、小値賀のPRについて果たしている役割についての認識でございますが、音楽祭につきましては、毎回、事業完了後、実績報告書をいただいております。地域への経済効果が詳細に分析されております。その中に記載されておりますが、町の一般財源が投入された数倍の金額が地元へ落ちて活性化につながっていると考えております。また、こういった国際交流活動が、昨年、今年と世界ナンバーワンとなった『PTP事業』の基礎となつていないかと感じております。更には、各種のテレビ報道や新聞、雑誌掲載等により、小値賀の認知度が高まっていると私も評価しているところです。特に、今年は、百周年記念事業と共催であったために、そのPR効果は非常に大きかったと思います。

第五点目の、島外の評価を踏まえた音楽祭開催の意義についてですが、草津や霧島音楽祭のように音楽環境が十分でなく、自然の中で実施し、手づくりで行う小値賀独特の音楽祭であることや、地域ぐるみの事業であることが、各方面での高い評価を受けている要因と考えます。離島であるが故にいろいろな問題があったとは思いますが、逆転の発想で難問を乗り越えてきた音楽祭が、小値賀の地域づくりに貢献してきた意義は大変大きいと思っております。そして、交流人口の拡大策としても徐々に効果が現れており、今後も民間主導の形で実施・継続していくことが重要だと考えております。

第六点目の、町を上げてのイベントとするための主催者としての働きかけについて具体的な方策のことですが、町としても音楽祭については、先に申しましたように、交流人口を拡大させるための有効な手段で、今後の可能性が高いものと考えております。そのために、第二回目から町職員に事務局員を兼務させておりますし、各種の支援についても十分ではないかも知れませんが、産業振興課を中心に町全体で対応し、併せて町内外への普及啓蒙も行なっているつもりでございます。なかなか思うように盛り上がらないところもあるようでございますが、今後、実行委員会と検討を重ねていきたいと考えております。

第七点目の、音楽祭を継続させるための働きかけの件ですが、今回で第八回目が終わつたところですが、実行委員会もなかなか新しいスタッフが入らないとお聞きいたしております。一年間を通して長期的に取り組む事業でございますので、なかなか若者になじまない点もあるうかと思えますし、実行委員皆様のご苦労は、横で見ている肌で感じております。

また、企画から運営にあたる事務局を担当しているスタッフは、人に言えない何倍ものご苦労やご負担があることも承知

いたしております。

先ほど申し上げましたように、町民のご意見を聴きながら、町としましては、どうするか対応を今後考えてみたいと思っております。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 経緯と初期の取り組みについては、町長おっしゃったとおりでございますが、ただ、増田常徳画伯がきっかけを作って、それから『ウィーン・ダンテ四重奏団』っていうところの繋がりが出来て、そこから繋がって行ったということでありますが、一番最大のポイントはですね、何だったかと言うと、その人たちがそういうことを言ったということではないんですね。

『ザルツブルグ国際音楽祭』ってご存知ですか？実はこの存在が一番でかかったんですが、町長、ザルツブルグ国際音楽祭、ご存知かどうか伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 実際に聴いたことはありませんが、『ザルツブルグ国際音楽祭』っていうのは、オックンさん等から第一回のときから聞いてですね、知ってはおります。

議長（横山弘藏） 立石 議員
八番（立石隆教） 日本において、先ほど町長も霧島と草津の例を挙げましたが、あそこが大体三十年近く国際音楽祭をやっております。小値賀町のやっているスタイルに非常に近いスタイルです。

で、その人たちが、手本にしたのが、ザルツブルグの国際音楽祭です。で、手本にしたかって、なぜ手本にしたかという話ですが、どちらも先ほどの霧島も草津も温泉です。温泉街は夏に人があまり来なくなります。そこで人を呼ぶために、「何かしよう。」と考えて参考にしたのが、ザルツブルグの国際音楽祭です。

したがって、そこでもですね、文化の振興のために一番にあったのではなくて、地域の経済の活性化のためにどうするかというところから、これを持って来たという経緯があるということをご理解をいただきたい。そして、このザルツブルグというのは、オーストリアにあります。モーツアルトの生まれたところとして有名であります。その国際音楽祭というの

が八十年前から行われております。そしてその国際音楽祭が毎年開催されますが、世界中から何百万人という人たちが集まってくる。それが、その町の活性化に大きな影響を与えている。この現実をですね、日本から行った、いろんなところから、各地から行った人たちが見てですね、「いや、うちもこれをやろう。」というところで始まってきたもので、一番古いのは草津と霧島ということになります。これは北九州国際音楽祭、九州の中でも、結構これもまた霧島について古いんですが、この国際音楽祭あたりでもですね、北九州の町を活性化するために、これを見に行った市長とTOTOの社長がですね、「これは非やろう。」ということが始まったものと聞いております。

即ち、ザルツブルグの国際音楽祭というのが、出発点だということであります。そしてそれが、世界中から人を集めてるんだということになると、その万分の一でもいいから、小値賀に集まることにならないかなあというところで始まったというところを、改めてご認識をいただきたいというふうに思います。

先ほど、答弁の中でですね、小値賀のPRということで、「結構PRになっているんだ。」というご認識だというふうに承りました。

で、今度、アサヒビールが有り難いことに、町長もこの間、テレビで発言しておられましたけれども、有り難いことに、十二月の十五日から一月の十四日までですかね？一ヶ月間、アサヒビールの『スーパードライ』を飲んだ長崎県内で、一缶につき一円というものを、それを基準にして、「その金額を寄附をいたします。」という形が提示をされました。これについてはですね、第八回の国際音楽祭が、アサヒビールの芸術文化財団からですね、助成金をいただきました。その助成金を決定した事務局長が実は国際音楽祭に来られました。初めてのことでした。後で、そのアサヒビールの、今の事業を担当している方にもちよっと伺いましたが、その事務局長のご提言もあったそうです。小値賀町にそれをするという、「長崎県の中で一つどこかにやろう。」って考えたときに、「長崎県、どこだろう？」と考えたときにですね、「そういう提案も少なからず影響を与えました。」ということを伺っております。

そういうことで、我々が知らないところで、かなり影響をですね、与えていることは事実であります。長崎県が行っている『ながさき音楽祭』というの、町長おっしゃってましたけど、実は県がやる前に長崎市がやったんですね。三年間やりました。これはまったくうちのコピーでした。「コピー」って言うのとあれですけど、文字通りコピーで、うちの資料をですね、こんな厚みのあるぐらいコピー用紙にコピーして、持って行って、それを基にして始めたものでありましたが、三年で

終わりました。

いろんなところで音楽祭関係の方と話をしますが、「よく続いてますね。」と言われます。難しいんです。これ、こういうことを続けることは…。やった人間はほとんど知ってます。「よく七回も八回も続けてますね。」と、こういうふうに言われます。

それはですね、とりもなおさず、それがまったく民間だけでやってたら続かないと思いますよ。これはね、『町』がそこに介入して、そしてそうした資金の一部を出すという形があるし、そして資金だけではなくて、職員もそこに一生懸命取り組んで頑張っているというようなことがあるので、それでやれると私は思っております。

この間、何年前ですけども、長崎県内の校長先生をした経験者で、かなりの高齢の方でありましたけど、「おぢか国際音楽祭ってすごいですね。これはとりもなおさず、町長がすごい。」というふうにはですね、私に言ったことがあります。

私はそれに、「いや、町長もですけど、民間が頑張ってるんですよ。」って言ったらすね、それでも、「いや、違う。」と、「町がこれだけ乗り出さなければ、こういうものって続きませんよ。」ということですね、ずいぶん町長を褒めちぎって帰った方がおりました。

やっぱりそういうふうなことで、他所から見るとですね、如何に町がこういう文化的なこと、一見ね、一見、文化的なことに対して真剣にやっているかということの評価されることになる。しかも、あの長崎市でも三年しか続かないんですよ。それを小値賀は八回続いているというのも『脅威』です。県がやり始めましたけど、これもですね、来年以降、続くかどうか判らないです。担当の江口さんという人が今度定年退職ですからね…。

そういう意味ではね、こういうのは稀なんです。この長崎県の中では…。九州の中でもやっぱり数えるぐらいであります。そういうふうな立場だということを、さっきの「町長が偉いんだ。」と言った校長先生の話については、町長はどういう感想をお持ちですか、伺います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十九分	—
—	再開	午前	十時	五十九分	—

議長（横山弘藏）

再開します。

町長

町長（山田憲道） 褒めていただきまして、ありがとうございます。

今、アサヒビールのですね、本部長とこの前、一緒に県庁の記者クラブでいろいろ（話を）したんですけど、やはり国際音楽祭を一回、前ですね、助成をした経緯もあってですね、今回、最低三百万はもらえるんじゃないかというふうには思っております。

またですね、五市二町の世界遺産が終わったら、多分三年ぐらいかかるようですが、「後にもう一回、おちか国際音楽祭等にですね、補助金が出せますか？」と、「それはちょっと今の段階では判らないんですけども、今後検討したい。」というところで、小値賀への関心の高さは十分解っております。

ただ、町民の中にですね、この前、皆様も知っているように、図書館のアンケート調査をしたわけですが、その中で、二名の方が「国際音楽祭についてよく判らない。」と、「いろいろアンケート等も取るべきじゃないか。」ということも書かれておつてですね、やはり内容的にですね、ただ自分たちが楽しんでいるような感じも町民の中にはですね、受けている方もおるようございますので、もう一度一緒にですね、実行委員会とよく話し合つて、そしてアンケートを取つて、やっぱり音楽祭についてもですね、よく知らない人にも教えるというような方法も是非とるべきじゃないかと私は思っておりますので、今後とも実行委員会の人たちと、そしてまた議会ともですね、よく話し合いながら、今後進めていきたいと思っております。

音楽祭はいいことだというのは、もう認識いたしておりますが、ただ、職員が大変厳しいという、残業・残業ですね、そういうのも聞いておりますので、皆様と相談しながら今後したいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二分	—
—	再開	午前	十一時	九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの答弁の中で、「図書館のアンケートのときに、音楽祭のことが書かれてあった。」ということですが、図書館のことに音楽祭のことがどう関連するんですか？

私は、そのときに書かれていたということは、悪意を感じますよ！何かの意図があったんじゃないやありませんか？

そういうふうなことに對してはね、自分の心の中に収めておくことではありませんか？

私は、今の発言については、とても憤りを覚えています。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二名からだと思いますが、そういうことですね、書かれていたというのは、まあ確かにあれだったかも知れませんが、やっぱり音楽祭についても、そういうような内容がですね、解らないで言ってる人たちもおりますし、いろいろ会合等についても全然来なくてですね、いろいろ言う方もおりますが、一応そういうことはそういうことで、やはり書かれていたことについては、一応お知らせをするということでは言いましたけれども…。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私は、あのアンケートの中で、「そういうようなことを書いたんだ。」とおっしゃっている方の意見を聞いたことがあります。それはなぜかと言うと、「私が図書館の移転に対して反対をしたからだ。」というようなことまで聞いたことがあります。

「だから、私は申し上げてるんです。そういう意図の、別の意図のある言い方のものを取り上げて、そして音楽祭に対して「どうなのか。」というのを、さも住民の皆さんの平均的な意見みたいですね、言われるのは私は聊か「どうかなあ。」と思ったもんですから、そういうものは、「こうやって公のところと言うべきではないのでないか。」と、私は申し上げるんです。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほども言ってますが、国際音楽祭についてですね、どういうことをしているのか、それとかいろいろの分についてが、実際にですね、理解していない人が多いというふうには私は思っておりましたので、今後、そういう実行委員会等とも話し合いながら、やはり正確にお知らせすべきじゃないかというふうなつもりで言ったわけでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 解りました。

まあ町長は前向きな思いでそれを言ったんだということ、理解をします。

しかしながらですね、先ほど、町長の答弁の中に、「町民の中には、こういうものを自分たちが楽しんでいるんじゃないか。」というような思いもあるので、そういう誤解を解かなきゃいかなんかという意思が、気持ちがですね、込められていうふうに思いますので、今の件もそういうふうに向きなところで出したんだと、いうことだということふうな理解をしときます。

今のような意見がですね、やっっている民間主導型がいいんだと、これからも民間主導型でやって行く方がよろしいという町長の、先ほどの答弁がありました。こういう考えが出てきますとね、やる気もくそもなくなるんですね。

町長とすればね、町長が汗をかけたとは思っておりませんが、如何にしてそういう民間主導だったら、民間がやりやすいような環境を作るか、民間が本当に一生懸命なるような、更に一生懸命なるような、そういうふうな働きかけをどうするかというところに心を配るのが、私は町長の役割だと思えますよ。汗をかくことじゃないと思えますよ。現場で…。

私はそういうふうに思っています。そういう関係から言うとな、この間、町長も参加してましたが、十二月の始めに『観光フォーラム』がありましたね。そんなとき、井出さんがおっしゃってました。モチベーション、やる気です。「やる気も何もこういう話が出てくるとなくなりますよね。」と私言っただけでも、井出さんが言っていましたね。三つ…。

「人を、やる気をさせる『モチベーション』を高めるために三つあります。」と。「一つは、給料です。報酬です。」とお金もらうからやる気になるんです。「二つ目、地位や名誉です。」、今の国際音楽祭やっているスタッフは、この二つともありませんよ、まったく…。三つ目、コミュニケーション。「コミュニケーション報酬というのが、三つ目にあります。」と、こう言っていましたね。そのときに、会話ですよ。「よう頑張つてね。」と、私は、まあ一部しか手伝っておりませんけども、町長から「ご苦労さんでした。」と言われたことが一度もないんですが、ないんですが、町長は職員にはそういう言葉はかけてますか？さつき、おっしゃったように徹夜したり何だりして大変な仕事してるんですよ。確かに…。そりゃあもう思いやる気持ちはあるでしょうが、その思いやりはちゃんと出さないと、私はいけないと思うんですけどね。やる気に繋がらないと思うんですが…。

一生懸命やったわ、そして「そりゃあお前どんが好きでやりよつたい。」と言われてね、それで次、やる気になれますか？お金もね、町からその一千三百万ぐらいかかるんだしたら、一千三百万出してくれりゃあ、そりゃあ一千三百万自由に使えるんだから面白いですよ。しかしながら、そのうちの四分の一ぐらいしか出ていない、或いは三分の一しか出ていない状況

で、三分の二を自分たちで苦勞して持つてくるんですよ。どこに楽しみがあるんですか！

先ほど言ったように、唯一、『小値賀のためだ』と思つてやるからですよ！

そこら辺のところをですね、私は町長、もうちよつとそういう話があったらね、「いや違うよ。」つて言つてね、説明してあげることが必要じゃないでしょうか。「おちか国際音楽祭の実行委員会の方にその説明責任があるんだ。」つて、そんなバカな話はないですよ！どうですか？その辺は…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 職員については、サービス残業をしているのが実状であつて、「もう身体をこわさんうちに早く帰らんか。」というようなことはですね、「お疲れさん。」ぐらいはいつも言つているつもりです。

ただ、今後のことを考えた場合に、町でやるとかいろいろじゃなくてですね、ようと、担当もおりますし、「よく話し合いを、まず実行委員会とも一緒に私も話をさせてほしい。」ということを言つてただけで、それによつて町民の誤解を解くような、やつぱりやり方もしなければいけないんじゃないかというふうには思つております。

それと、今度、国際音楽祭と旧野首教会が一緒になつたために、国際音楽祭に来れないと、旅館が二軒止めて収容できないという状況も今あつております。民泊に泊まるなら、もう泊まりたくないから、もう来れないということで、キャンセルになつたというのはJTBの方から聞いておりますが、そういうことで、古民家等なんかもですね、考えながら今後検討しなければいけないというふうには思つております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 答弁の中に、「町と県補助金ということで、資金をあれしている。」ということでしたけど、県補助金が出たのは一回から三回目なんですよね。四回目以降、県補助金はどこにも無いですよ。

ですから、じゃあ、どうしていったんだという話になると、第四回目から『地域創造』という財団法人ですね、これは自治体絡みではありますけれども、そういうところとか、助成金なんて、ヤクルト財団とか、親和銀行とか、毎回変わつてますよ。長崎県国際交流協会とかね、毎回変わつてるといふことは、文化庁であつたり、国土交通省であつたり、日本芸術文化振興会であつたり、今度、福武芸術文化振興財団であつたり、アサヒビールであつたり、毎回変わつてるといふことはどうということだと思いますか？毎回、一生懸命探し回つてるとですよ。毎回、一生懸命いろんな所をお願いをして回つてると

ですよ。固定のね、固定のお金を出す所があれば楽ですよ。計算が立ちますから…。そうじゃなくて、そういう努力をね、どんな誰がやるんですか！そういうスタッフの皆さんがね、一生懸命だからですよ。やっぱりよくやっているといますよ。期間中もですね、例えばスタッフの皆さんで受講生なんかをですね、ピアノを練習させてもらいに行ったりすると、その家の人たちがね、お茶出したり、お菓子出したりね、途中で会えば土産まで持たしたりして帰してるんですよ。それは、無償でそこでボランティアでやってるのに、尚且つお金を出しているんです。

そういう状況がね、みんな自分の仕事あるのに、主婦の皆さんも旦那さんから怒られながら、夜出て一生懸命食事の準備をしたり、そしてその食事の準備も予算が無いもんだから、自分のところから食材を持って来たり、周りからお願いで食材を集めたりして、そしてやってるんですよ。

そういう涙ぐましい努力をね、私はそういうふうには片付けるのはですね、ものすごく『断腸な思い』と言うか、私は非常に辛いですね。そういう職員の皆さんも、ものすごく大変な思いをすることも、そうです。だけど、民間も大変な思いをしてやってるんですよ。そこら辺のところは、もう少し認識が町長足りないのではないかとこのように思うんですけどね、であれば、それらの皆さんに対する配慮があればですね、先ほどのような、「こういう意見もあるんです。」というの、もうちょっと中に抑えといて、それで「自分としては、そういうふうなことに対して、こういうふうな形でね、住民の皆さんにも理解を求めるような格好にすべきだよ。」ということ、まあ担当を通してでもいいし、実行委員会に働きかけるということは必要ではないでしょうか。行きがかり上、そういうふうにおっしゃったんだと思って理解しますが…。

そこら辺、ほんとに大変な思いをして、これが続けてる、いつ終わってもおかしくないぐらいモチベーションはそんなに高くないんですよ。そこら辺、どう思いますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 局長さんが一生懸命ですね、あっちこち行つて一生懸命頭を下げながら資金集めをしているということとは大変頭の下がる思いでございますが、また、ボランティアの方もですね、一生懸命やっていたらということ、ただ、もう八回になったんだから、もう一回ですね、ようと話し合いをすべきじゃないかと、そういうふうな感じで私は、ボランティアも大変だし、金集めも大変だということ、やはり実行委員長さんたちもですね、結構忙しい思いをしておりますが、この国際音楽祭がどういう国際音楽祭の方がいいのかというのをですね、やはりもう一回考え直す時期じゃないか

ということを私は言っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） おっしゃることは解りますが、「どうあるべきか。」って、町長、どうあるべきだと思ってるんです？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 「どうあるべき」というのは、まだ実行委員の皆さんとですね、どういうところが悪いんだ、どういうところを伸ばすんだというようなことも聞いてからじゃないと、「どうあるべきだ」というのは、簡単には言えないというふうには私は思っておりますが、まだ実行委員の方たちがですね、一生懸命打ち合わせをしながら、その現場の中に入ったことがないということですね、「どうあるべきだ」というふうに聞かれても、私は、ただ皆さんと話し合いながら検討をすべき時期に来てるといふふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その言葉の裏には、町としての補助金をカットしたいという考えがあるからですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） いや、そういうことはまだ言っていないつもりです。

ただ、八回もなったんだから、担当とかですね、ボランティアの人たちも結構厳しい状況の中で、どういふふうな音楽祭の方がですね、一番いいのかということは今後検討しなければいけないんじゃないかということをおっしゃいます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私が先ほど質問をしたとおりでありまして、スタッフの皆さんは小値賀の経済の活性化のために、交流人口増大のためにということ、やってきて、そして離島という大きなハンディを負いながら、少しずつですが、交流人口が増大しているという現状がある中で、ここで見直さなきゃいけないというのは何なのかと私は思うんです。これをもっと加速させるためにはどうするか。たった一つですよ。町の補助金を増やすことです。それは難しいですよ。

だから、見直すというのはどうかかなと私は思うんです。より効果のあるものにしたいたいと考えるから見直すとおっしゃっているんですが、今、やっとなそこに着つつあるのに、何を見直すのか？その補助金以外に無いんじゃないかと、私は勝手に思ったりするんですけどね。まあ、それはそれでもかまいませんが、そういうことによつて、スタッフの皆さん

のモチベーションが下がるといふことはどう考えるのかと、私はそれが心配なんです。

「そこまで言うんだっいたらいいですよ、もうしなくて…。大変ですから。」というふうになってしまったら、「そりゃあ、止めてもよかったい。」って町長が思ってるなら、それはそれも一つの方向性だと思います。

だからこそ、止めてもよかつちやけんといふことを考えて、見直そうといふことの、おつもりなのかといふことを伺っておきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどからも言ってますが、町民との隔たりがあるっていうのは、何かそういう人たちも多いということとは聞いておりますが、そういうことで、先ほどからですね、実行委員会の皆様と、ボランティアの人たちですよ、よく話し合いながら、「これはもう要らんよね。」とか、いいところの長所・短所を出してもらって、「もう要らないところは切ろうじゃないか。」と、そういうスリム化になると言うか、どう言うか、大きくなるかはまだそれは皆さんとの話し合いですが、よく話し合って、そしてやっぱり町民の方にもですね、やはり理解を求めるといふような格好のアンケートも必要じゃないかといふふうには私は思っておりますので、今回で止めるとか何とかつていふことはまだ一回も言っておりませんので、その点はですね、モチベーションが下がらないように、一応頑張っていたきたいといふふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 言葉尻を捉えて恐縮ですが、「止めるとか何とかつて言っておりますので…。」と、ほんとなら「考えておりませんので。」っていうのは期待したいところですが、「言っております。」というの、その考えもあるのだといふことなのかなといふふうには理解をしなければならぬかなといふふうには考えております。

それはそれとして町長の方針ですから、主催が『小値賀町』である以上は、それも一つの選択肢だろうと思います。

しかし、せつかくここまで実績を積み重ねてきたものを、山田町長の時代につぶしたというのは残っていくだろうといふふうには思っておりますので、それは結構なことだと、そういうふうなことであればね、それが正しかったといふこともありうるわけですから、それは結構なことだといふふうには思います。

ただね、最初のうちはなかなか理解を得られなかったですけど、この頃はずいぶん、例えば旅館の皆さんなんかですね、「その時期にたくさん泊まっていたかどうかようになって。」というような感謝の気持ちもいただいたりしております。

それから、今回終わったときもですね、ストアの皆さんからね、商店街ですよ、ストアの皆さんから、「お陰で潤いました。」というような話もして、うちのスタッフの人たちはですね、そういう言葉をかけられてですね、喜んでおりますよ。これが、『コミュニケーション報酬』なんですよ。そういうふうな、今さっきの町長の姿勢が違うように、私が多分勝手に受け止めているんだらうと思えますが、そういう受け止め方をされるような発言だと、モチベーションは下がりますよ。そこら辺のところはね、よくよく慎重にやっていたきたいなあというふうに思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 前からも言っておりますが、ただ三月ですね、町の方も忙しいときに止めてもらって、七月とか、そういうふうな方向で考えたり、いろいろですね、やっぱりすべき時期になつてるとのことだけは申し添えていきたいと思えます。

ただ、予算を切らねじやなくて、今後ですね、町民の皆さんからですね、旅館ばかりではなく、民宿の方からも「今年は音楽祭のお陰でたくさん泊まりましたよ。」ということを知るときには、やはりまだまだ増やさねばいけないというふうには思っておりますので、そういうふうに『言葉尻』と言うか、そういうことはとらないですね、前向きにこっちは言ってるつもりでございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 実行委員長自身が少し精神的にも、「来期の、次の補助金は減らすかも知れない。」というふうに言われたことにすごく気を使っております、そういう意味も含めてですね、やる気をなくすにはとてもいいお言葉をいただいたなあというふうに思っておりますので、それは最終的にね、町自体が厳しいところですから、「そりゃあもう音楽祭にね、二百五十万も二百万も出せませんよ。」と、「他のこういう老人対策やなんややらにやいかんから、ここは何とか、何とかならんか。」という言い方をされるとですね、そうでもないと思うんですが、いきなり、そういう「次は減らすかも知れんぜ。」というような言い方だと、モチベーションには大きな影響を与えることになるだらうなあというふうに思います。それだけは言っておきたいと思えます。

一応私の持ち時間は終わりますので、これにて終わりたいと思えますが、最後に重ねて申し訳ありませんが、町長としての気持ちをお伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 最後ということですが、一応皆さんとですね、検討しながら、先ほどから言ってますが、悪いところと良いところは区別しながら、やはり見直す時期に来ているということですね、予算を削るとか、いろいろということじゃないんですよね。

ですから、前向きに考えていただきたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 六番・岩坪義光議員

六番（岩坪義光） 私は、学校の非行防止対策・事故防止対策について教育長に伺います。

現在の学校教育において非行・暴力・登校拒否等が、小・中・高の学校で全国的に表面化し、大きな問題となっております。なお低年齢化しております。

今の子どもは、昔の子どもと比べ、体力の向上が二歳以上大きく、知識が数倍優れており、教養が深く、情操が進んでいて、我慢・忍耐力が無いなど、まったく違った成長ぶりであると指摘されております。

現在の児童・生徒は、豊富な物質、手厚い保護、詰め込み教育、親たちの期待感のもとに育てられ、これらのことがよい意味でも悪い意味でも現代児を象徴しており、罪に対する意識をも失っているのではないかと。

また、人のせいにして自分には関係が無いという徹底した利己主義に走る傾向が見られる。

また、家庭では、親の過保護が子どもの甘えを生み、躾教育が放任されていないか等の見方があります。

最近の生徒の喫煙・飲酒・シンナー遊び・いじめ・キレるなどの非行は、家庭・学校・社会のひずみからきたもので、誰が悪いというものではなく、また、この頃は携帯電話・パソコンのインターネットが、いじめの温床となりつつあり、携帯電話については、その地域で『持たせる』『持たせない』と問題にもなっているが、どんな小さな非行であっても逃避することなく、是々非々の態度で明らかに対処しなければならぬ問題であると思えます。

そこで、教育長に三点伺います。

一、教育長は、小・中・高のいじめ、不登校の実態をどう把握しているのか。

二、各校長との意見、情報交換がどの程度行われているか。

三、非行問題（いじめ・不登校・キレる）に対して、どう対応したのか。

今度は、事故防止に対して述べます。

小値賀町では、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校とあり、地域住民に最も身近な教育施設であります。子どもたちが仲良く楽しく学びあい、活動する場であると同時に、地域住民にスポーツの場、地域活動の場として施設が開放されています。事故防止対策として、交通安全宣言とか交通安全運動とか、また不審者対策など、児童が事故に遭わないように、いろいろな訓練・指導がなされていますが、学校内の事故で最も問題になるのが、重大事故の補償問題です。学校内の施設や設備を改善することも必要であるし、学校の環境浄化の条件などの教育条件の問題も併せて考えなければならぬと思います。

そこで二点、教育長に伺います。

一、学校事故の、幼稚園・小学校・中学校ごとの件数と給付金の額はどの程度か。

二番目、除細動器は何箇所を設置してあるのか。

以上、再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 学校の非行防止対策・事故防止対策についてお答えいたします。

全国的に子どもに関する事件、事故など、テレビや新聞等でニュースとして毎日のように報道されております。また、学校教育において、非行・暴力・登校拒否などについても、議員のおっしゃるとおり、社会の大きな問題であると認識しております。

一点目の、小中高における「いじめ」、「不登校」の実態についてどう把握しているかの質問ですが、町の職員として、また、教育長を拝命してまだ三ヶ月ではありますが、町内の学校では、今、問題となっている陰湿ないじめはなく、不登校の子どももいないと把握いたしております。ただ、「いじめ」については、どこまでを「いじめ」として捉えるかが難しく、多少の「いさかい」や「けんか」は、子どもの成長過程においては、ある程度必要なものと考えております。

二点目の、各校長との意見、情報交換についてですが、町内の小中高の各校長とは毎月一回校長会を設け、また、急を要する問題があれば臨時に校長会を開催しています。また、各学校の教頭先生方とも教頭会を毎月開催し、意見、情報交換等を行っております。

三点目の、非行問題に対してどう対応したかの質問ですが、各学校では、毎週一回子どもたちの状況、様子などの情報交換を行い、教職員間で共通認識を持つようになり、月に一〜二回程度「子どもを語る会」として会議を設けたり、また、各学期一回は「教育相談」を実施し、担任と生徒や保護者を入れた面談等を実施いたしております。また、「人権週間」の行事、「道徳」の授業や「学級指導」等を通して、「いじめ」や「いのち」の問題にも取り組んでおります。

教育委員会では、小学校、中学校それぞれにスクールカウンセラーなどの相談員を配置し、「いじめや不登校」などの心の悩みに専門的立場で支援するため、毎週一回、児童生徒、教職員及び保護者からの相談に対応いたしております。

十月十四日、公布施行された長崎県子育て条例の前文に、「いつの時代も子どもは社会の宝であり、未来への希望です。」と謳われているとおり、子どもは地域の宝であり、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの成長を見守り続けることが肝要で、幸い、PTAや青少年健全育成会等、様々な組織が活発に活動しており、今後もこのような機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

第二点の質問の、一点目の学校での事故、給付金についてですが、十九年度実績では、幼稚園で一件発生し、給付額は百六十円、小学校では一件発生し、給付額は二千四百六十八円、中学校では六件発生し、給付額は二万三千四百九十四円でした。また、二十年度は十一月末までの状況ですが、小学校では四件発生し、給付額は二万九千二百四十八円、中学校では三件発生し、給付額は二万一千八百円でございます。

二点目の除細動器(AED)設置状況ですが、教育委員会関係の施設では、大島分校、中学校、高等学校、総合体育館の四箇所、その他、診療所、佐世保西消防署小値賀出張所は勿論のことですが、野崎学塾村、親和銀行に設置されております。以上でございます。

議長(横山弘藏) 岩坪議員

六番(岩坪義光) 非行防止の方で、一番目の質問ですけども、町内には「いじめ」はなく、不登校もないということですが、「ないが、以前はいた。」ということでは理解しております。

まあ、一番目は良いとしまして、二番目の情報ですけども、各校長、また教頭は毎週一回、なんか会議をして、そこで情報交換をしているということですけども、学校での情報はそうかも知れませんが、地域から情報が上がってくることもあるわけですね。その場合に、学校の対応っちゃうか、結局、地域の人を信用して、やっぱり情報を確認しながら収集せ

ねならないと私は思っております。それが如何に教育長の方まで来ているか、その点を伺います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

各学校長と、それから教頭先生方との会合は、週一回ではなくて、毎月一回でございまして、よろしく願います。お尋ねの、地域からの情報が各学校に上がったときに、どう対応しているかということですが、私が就任してから一回情報が上がってまいりました。校長の方に民間の方から「こういう事例がありますよ。」ということが校長の方に連絡がありまして、直ちに私の方にも直ぐ連絡がありまして、校長と話し合いをしながら、ちよつと不審的な情報でありましたので、警察の方にも通報するかどうか、そこら辺の話し合いまでいたしたところでございます。

議長（横山弘藏） 岩 坪 議 員

六番（岩坪義光） よくその情報は解りました。

三番目の対応ですけども、学校の方も『人権週間』を通して命の問題なんかに取り組んでいるとか、また、スクールカウンセラーを毎週一回開いて保護者の対応をしているということだと思います。これはいいことだと私は思っております。

それで、やっぱりこういうスクールカウンセラーあたりは、精神的な関係もあるかと思えます。それで、最近ではテレビ報道などでもよく言われておりますけども、最近の子どもはよく『キレる』ということを言われております。

それで、小値賀ではキレる子どもは見られませんが、全国的に今、予防のために、昔の人がよく『三つ子の魂百まで』と言われておりますけども、幼稚園・保育所、また小学生を対象に週一回の親子レッスンで、『セカンドステップ』というプログラムを国内でやっているところがあります。

それで、自分が今まで考えを押し通していたのが、結局、引くことを覚えたつちゆう結果が出ております。スクールカウンセラーあたりも、こういう毎週一回ぐらい開いているのなら、幼稚園・保育所、また小学校あたりでもセカンドステップというプログラムを取り組んでもいいんじゃないかと、一つの予防策として…。その点は如何でしょうか。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 大変申し訳ないんですけども、岩坪議員ご指摘の、『セカンドステップ』ということが私の方は、まったく承知いたしておりますので、早速、調査の上、検討いたしたいと思えます。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 不登校児について私が前、体験したことを一つ事例として挙げます。

もうこれはかなり前のことですので、この子は友達の言葉一つ、先生の言葉一つで傷ついて家庭の中に閉じこんでしまいました。それが原因で不登校となったわけですが、それで何年か後には回復したと。これもどういふ原因かと言うと、『友達』です。友達が、学校が終わって、その子の家に常に通っています。それで心が開いて復帰したつちゆうことは私も聞いております。だから、やっぱりそういう、なんちゆうかね、やさしい子ども、そういう子どもがでくるとが一番いいんでしょうけどもね…。まあ、これは例とします。

先ほどの事故防止についてお聞きしますけども、先ほど、十九年度、幼稚園が一件、小学校一件、中学校六件と出ましたけども、私はこの件数とか、お金を言っているわけじゃないんですね。この学校事故は起きてから対応するのではなく、なんか報道でもなんでもなんか起きてから、教育委員会、学校が問い詰められて対応してつちゆうような感じを受けますので、私は、このお金は多分、学校の保険だと思えますけども、その前になんか「こういう事故があったときはこういう対応」つちゆうこつをもう協議して、ある程度決めちよった方がいんじゃないかと、そうしておく、機敏に対応出来るんじゃないかということ、私はこの学校事故については、そういうふうと考えて聞いたわけですけど…。

それについてお聞きします。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

今、お尋ねの件を先にお答えしようかと思っただんですけども、「金額・件数」と出てきましたので、そちらの方で先にお答えいたしました。

事故発生時の対応はですね、まずは発生の状況、それから負傷の程度を適格に把握した上で、負傷が軽度であつても、保護者への事故の状況、それから学校の対応、そして保護者へ事故を起こしてしまったということで、謝意をちゃんと伝えるようにいたしております。

また、その上で、事故がどうして起きたのか、その原因を究明して改善をしていかなければなりませんし、定期的な施設等の点検もしていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） はい、解りました。

次に、除細動器について、またお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で、小値賀小学校だけが着いていなかったわけですけども、何で着けたかその理由は私も判りませんけども、今、学校の体育館は一般者にも夜開放しておりますもんね。それで、そういうことを考えると、小学校も夜は利用しているわけです。だから、そういうことを考えると、小学校だけぬかさんで、小学校も除細動器を入れてもらえれば、なおいいんじゃないかと私は思っておりますけども、如何ですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） ご指摘ありがとうございます。

小学校についても除細動器については、早急に置くようにいたしたいと思えます。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） はい、なるべく早めによりしくお願いいたします。

私の質問はこれで終わりますけども、小値賀町の子どもの健全のためにも、教育長には、「なつてから三カ月」と先ほど言われましたけども、なお一層の健全育成のために頑張っていたきたいと思えます。

これで終わります。

議長（横山弘藏） 答弁は要りませんか。

教 育 長

教育長（筒井英敏） 先ほど、答弁の中で申し上げたと思えますけども、長崎県子育て条例の中で、その真っ先に謳われていたのが、「いつの時代も子どもは社会の宝であり、未来の希望です。」と…。

これを私が見たときに、「あくはんとよね。」と。私たちが今までいろいろ思いながらも、漠然としておったのが、この長崎県子育て条例の前文に出ておりましたので、この言葉を大切にしながら子どもの教育、情緒関係もですけども、ことに当たっていききたいと考えております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休 憩 — 午 前 十 一 時 五 十 六 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

七番・伊藤忠之議員

七番（伊藤忠之） 私は、『本町における介護保険制度の現状と改正について』町長にお伺いをいたします。

介護保険制度は、「福祉自治の新しい出発」と言われ、少子高齢化の社会の中で、歳をとって介護が必要となった場合に、如何に安心して暮らせるかが、住民にとって大変重大な関心ごとになってきております。

これからの時代は、子どもに老後の世話を期待することは大変難しいことであり、また、家族だけで介護を続けていくことも非常に困難であります。この介護の問題は、自治体の行政の上で大変重要な課題であります。急速な高齢化に対応するために、平成十二年度にスタートした介護保険法は、四十歳以上の人たちがすべてが保険料を払い、六十五歳以上の高齢期の人たちを中心に、必要なときには介護サービスを選んで利用することが出来るようになっております。

この制度が始まって以来、介護認定を受けて、在宅サービスや施設サービスを利用する人たちは、全国で、平成十八年十一月現在で約三百五十二万人となり、介護保険の総費用も、平成十二年度三・六兆円から平成十九年度予算で、七・四兆円と伸び続けております。

そのため、政府は、給付抑制を基本とする改正法案が提出され、その目的として「高齢者の尊厳の保持」を掲げた改正介護法が平成十七年に成立し、平成十八年に介護報酬の決定が行われ、四月から改正された介護サービスが始まっております。この第三期の改正においては、認定ランクの軽い「要支援一」・「要支援二」の、要支援認定者は、介護予防サービス、所謂、「予防給付」の対象となり、「出来ることは、出来るだけ自分ですること」を支援とするとされており、在宅サービスが制限されております。また、施設給付の見直しで、施設サービスの居住費・食費が全額、利用する人たちの個人負担に変更され、併せて在宅サービスのショートステイの滞在費・食費、通所サービスの食費も利用者負担となっており、そのほかにも様々な変更や新設があります。利用する人たちや介護する人たちには、とても判りづらい制度の中で、第三期事業計画が今年度で最終期間であります。この事業計画の達成状況を十分に把握し、点検・評価を行って、平成二十一年度から始まる第四期事業計画を、介護保険事業計画策定委員会において、十分に協議するよう願うものであります。

そこで、町長にお伺いをいたします。

第三期事業計画の中で、第一号・第二号の被保険者数及び要支援・要介護認定者数を、平成二十六年度までの推計を行っ

ておりますが、本町も少子高齢化社会の中で、総人口が減少しており、第四期事業計画において、人口の推計を見直しを行い、それに伴う被保険者数、要支援・要介護認定者数が変わってくると思いますが、どのくらいを見込んでいるのかお伺いをいたします。

また、第三期事業計画時点での、平成二十年度での現状を併せてお伺いをいたします。
次に、介護保険料についてお伺いをいたします。

本町において、第二期介護保険事業期間での、第一号被保険者の保険料基準額は、月額三千二百円でしたが、第三期事業計画では、月額三千四百六十円となっております。六十五歳以上の第一号保険料は、住民税の支払い額に応じて六段階に分かれており、税制改正の影響で、高齢者の非課税限度額が廃止されたため、介護保険料の負担が上がった被保険者を対象に、平成十八年度から二年間、国の指針に応じて、『激減緩和措置』が導入されておりますが、この第四期事業においても継続されるのかをお伺いをいたします。

また、第四期事業において、介護保険料の基準額を幾らと予測しているのかも併せてお伺いをいたします。
最後に、これからの地域介護における大きな課題と言われております、認知症高齢者への支援対策についてお伺いをいたします。認知症は、その当事者である本人と、家族が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らし続けることができるように、『地域づくり』の重要性が言われております。高齢者人口は、全国で五人に一人が六十五歳以上と言われ、高齢者世帯も増える中、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるサービスを強化するために、今回の介護保険法改正で、地域密着型サービスが新設をされております。

本町においても、平成十九年八月に、グループホーム『暖家』が開設され、介護サービスが行われておりますが、現在の実績状況をお伺いをいたします。

また、認知症を発症した場合、その当事者である本人、家族が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らし続けることが出来るよう、介護等福祉関係や主治医等と連携を図る中で、提供サービスの質の向上を図り、地域包括支援センター等での相談体制の整備を進めるとともに、認知症において家族が出来ることや認知症の予防などの学習会、相談会等を活用しておる『ほえみ会』との連携が重要であります。本町の実状にあった認知症支援対策が必要であると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

なお、再質問があれば、質問者席にて行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 本町における介護保険制度の現状と改正についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、平成十二年に始まった介護保険制度は、三年ごとに計画の見直しを行い、平成二十年度で丸九年、第三期が終了する年度となっております。

おっしゃるように、第三期は、予防という観点から大きな制度改革があり、本町においても十九年度の後半から予防給付等サービスを開始したところであります。

現在、第二期計画の実績や問題点を検証しながら、平成二十一年度からの第四期計画の策定作業の真っ最中でございます。計画策定に当りましては、介護事業関係者や介護者家族、老人会、地区の代表や民生委員の方々などに策定委員として検討していただくことになっておりますので、本質問で、あまり断定的な表現は差し控え、現時点での方向性や考え方を言わせていただきますと考えております。

ご質問の第一点目でございますが、これは計画の基礎的な資料でございまして、町全体の人口は、なだらかに減少する傾向ですが、要支援や要介護認定を受ける年齢層の後期高齢者につきましては、第四期計画期間がピークになるようでございます。直近の平成二十年十月の介護認定者数は、百八十六人で、その約半数の四八％が要支援及び要介護一の軽度者となっております。介護制度が住民の方に広く理解されていく中で、古い家屋で段差等が多い住宅事情の中、バリアフリー住宅改修のために、介護認定の申請をするケースも最近は多くなっております。

二番目の税制改正の影響を緩和するための二年間の『激変緩和措置』でございしますが、これについては、第三期期間中の二年間でございます。『激変緩和措置』は、判りやすく表現すれば、平成十七年度まで二五％の値引きを受けていた方の収入が変わらないのに、税制改正の影響で一気に値引き無しとならないよう、一年目は、「二七％値引き」、二年目は「九％値引き」、三年目で「値引き無し」の保険料にするというようなことでございます。実際は、三年目の二十年度まで二年目の率が延長されましたが、二十年度以降、新たに六十五歳になられる方は、最初から新しい税制区分で所得段階が決まるわけでございますので、『激変緩和措置』そのものが該当しないこととなります。

三点目の介護保険料でございますが、提供を受ける介護保険サービスの質と量に応じて、負担する保険料は決定されます。

簡単に言えば、至れり尽くせりの介護サービスをたくさんの方が受けようということであれば、それだけ高い保険料を皆が負担するということです。

第四期の計画では、第三期の実績を踏まえ、第四期の要介護認定者の推定値や介護報酬単価の動向、十九年度にできたグループホーム『暖家』の費用等を基に介護サービス費用額を算定し、サービス提供に必要な保険料をはじき出す作業を進めているところです。今の段階では、まだ保険料については、明確に言える状況ではありません。ただ、今までの介護保険事業の中で、介護保険給付費準備基金が積み立てられており、これを有効に活用する時期だと考えております。これを利用することで、第三期並みの保険料を維持したいと考えているところです。

最後のご質問ですが、認知症高齢者の問題は、確かに大きな課題と言えます。特に身体の衰えよりも先にそのような状況に陥ったり、認知症初期の段階で、本人自体のギャップや周りとの軋轢が生じる時期が一番大変な状態であります。この時期に地域の中で、本人と家族や社会が安心して生活できる環境づくりは、行政の大きな役割と認識いたしております。

グループホーム『暖家』は、平成十九年八月開設から一年余り経過しておりますが、博仁会の協力をいただき、おかげさまで順調に推移し、開設以来、満床を続けております。若干の待機者もいるようでございます。

認知症を介護されている家族の会として「ほほえみ会」を立ち上げ、同じ悩みや対応などを話し合ったり、外部から講師を招いたりしているところです。小値賀町のお互いに顔が見える距離であるという特色を利点に変えて、保健部門と福祉部門の連携を強化しながら、今後認知症に関する講演会を積極的に開催し、地域全体が認知症への理解を深められるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） この人口と高齢者の推移につきましては、先ほどの町長の答弁には、「なだらかな減少傾向」という答弁でありました。

しかしながら、年間で高齢者で亡くなっていく方が大体年間に五十名から六十名、そして高校生の三年生が卒業して約四十名、合わせて九十名から百名になっております。その中で、生まれた子どもを含めましても、年間に大体七十名から八十名の方々が亡くなったり、本町から出て行ったりしております。

そのような現象の中ですね、高齢化率を申しますと、平成十二年度では三四・六%でありましたが、平成十九年度にはですね、高齢化率が四一・二%となっており、後五年ぐらいすると、もう高齢化率が五〇%を超えるんじゃないかというように、私も非常に心配しているところでもあります。

税制改正については、先ほど答弁でもありましたように、『激減緩和措置』はもう今年は該当しない。」という答弁でありましたけども、ここにですね、『長崎新聞』に載っております、ちよつと切抜きを持って来ております。これによるとですね、「今回、税制改正の影響で、六十五歳以上の介護保険料が上がった人に対して講じられている平成十八年度からの軽減措置を、来年度、平成二十一年度から二十三年度も継続することを決めた。」という記事が載っております。

そして、それに伴ってですね、「平成二十一年、来年度からも今度は給付費の増加や報酬の改正の影響も加わり、なお更増額となる。」ということも書いております。この介護報酬の改定に関するこつはですね、三%の報酬引き上げが見込まれているようなことが、この記事に載っておりますので、この点について町長の考えをお伺いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今ですね、県の方でもいろいろと話し合いはしているわけですが、若干値上がるといふことにつきましてはですね、積立ての方がありますので、そういうのをしてですね、なるべく負担の上がないような格好でもつていくしかないんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） その点につきましてもですね、若干の値上がりということでありましたけども、これも先ほど町長の答弁で、「介護保険給付費の準備基金を使って第三期の保険料並みに維持していきたい。」という答弁がありましたので、この介護保険給付費の準備基金は、現在どのくらいあるのかお伺いをします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

約一千五百万ですかね…。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 私もちよつと前もって調べていたんですが、一千五百八十万ぐらい大体あると思います。

これによってですね、第三期の水準並み、結局、「三千四百六十円」を守るために、この金額を若干上がったとしても、三年間で維持できるのかどうか、これも併せてお伺いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 「三年間」と言われると、ちよつと厳しいんですが、もう準備金がなくなるということであればですね、それはまた他の方法等も考えなければいけないとは思っておりますが、ただ、確かにまだ率がですね、まだ決まっていけないような状態の中ではですね、その三年間をですね、一千五百万ぐらいで補うような格好で努力しなければいけないと思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） できればですね、準備基金の中で運営をしていただきたいと思ひます。

それから、認知症の高齢者対策について若干再質問をさせていただきます。

今回の第三期の事業計画の中で、「認知症は病因とか、それとか病態との進行等、その解明へ向けた基本的な研究が進みつつあり、早期の訓練等により、一定の予防が可能と言われております。そして、地域包括支援センターを中心として、認知症高齢者の早期発見、予防のための体制の整備を図ることとしております。」、このように第三期事業計画書の中で書かれておりますが、先ほど、私も質問した『ほほえみ会通信』というのがですね、第二号が出ております。

これにですね、「来年度の介護保険制度の改定を控えて、次のように提言をします。」という内容がありましたので、参考のためにちよつと読ませていただきたいと思いますけども、「第一番目に、認知症があつても一人暮らしでも希望する自宅で、また施設でも安心して暮らせる制度へ。二番目に、早期から終末期まで、切れ目ない支援体制を整備すること。第三番目に、認知症があつても『笑顔』で生きられる支援体制を整備すること。四番目に、介護に従事する人材の育成と確保のために待遇改善を図ること。五番目に、暮らしを支え、生活を保障する社会制度へ。」と、このような提言が行われておりますが、この点について町長はどのように考えておりますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 『ほほえみ会』を立ち上げたということはいいいことであると思っております。ただ、認知症でもアルツハイマー等につきましてもはですね、徐々にじゃなくて急激になるということで、これは私も母親がそういうことであつ

たもんですから、ただ、そういう場合には、在宅介護ではなかなか厳しいというふうに思っております。

ただ、グループホームの『暖家』がですね、今、満床という状態ですが、「これ以上作るというのは地域的に保健所管内ではもう満タンだ。」ということと言われておりますのでですね、軽度の方は『たんぼぼ荘』とかですね、いろいろの方法でお願いしながらですね、博仁会の養寿園とも話し合いながらですね、今後しなければいけない問題だとは思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） この介護保険法ではですね、第四期計画で、まだ計画の真つ最中ということですので、質問する私の方もまだ把握してませんので、その点は私もいろいろ考えて、だから最後に町長にお伺いをいたします。

いろんな高齢者もそれぞれ経済的な格差と言いますか、そういうとも言われております。その中で、先ほども申したとおり、施設サービスにおいても、家賃とか、食費も自己負担となっております。そういうことに関連して、やっぱりサービスをですね、自分で抑制する、『自己抑制』をやっている人も結構いるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そういうところですね、この介護保険制度に関わる関係者の皆さん、執行部も一緒ですけども、まず、平成二十年度ですね、六十五歳以上の第一号被保険者がですね、千二百八十三名、そしてその中で、介護認定を受けている人、これが百八十六名で、介護保険を利用してない方が約千九十七名ですかね、そういう方が全然介護保険を受けてないということです、この介護保険制度を利用してない方、そしてまた、利用しても、そういうようなサービスにちよっとお金がかかるということを利用してやめた人の、そういう人たちの実態調査をさせていただいてですね、今後の第四期の事業計画に盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

その点を、町長、最後にお答えをお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、独居老人で、まあ『斑ボケ』という、まあ失礼な言い方ですが、そういう方もおられますし、そういう人たちなんかはですね、今、古い旧住宅をバリアフリーにして下水道も全部済んでですね、やるということ、低料金の方ですね、やるような格好で今後検討していきたいと思っておりますし、『配食サービス』ですね、金が足りないという方もおられますので、二十一年度から敬老祝金等を削減した分をですね、そういう金に持っていければというふうに一応担当課長とも話

はしているわけですが、また、いろいろな面につきましてはですね、また今後一つ一つ相談しながら、町民の弱者のために一生懸命頑張るということで、答弁にさせていただければと思っておりますので…。

議長（横山弘藏） 次に、五番・浦 英明議員

五番（浦 英明） 筒井浦地区にある、旧藤松家を修復して、レストラン兼本部として有効活用をすると。そして、小値賀町の豊かな農水産物を使い、郷土料理の開発、提供及び特産品の開発による地産地消を中心とした交流施設として整備し、外国人や大人向け滞在型観光の柱として、交流人口の増大と地域活性化を図ることを目的とする。また、ここを本部として、各地区の空き家、所謂、古民家等をハイグレードなホテルに数軒修復し、営業する計画だと聞いております。

この事業が成功すれば、雇用の創出、交流人口の増大、PTP事業の受け入れ等で、外国人観光客が増加している中、新たな外国人や大人の長期滞在型観光の開発につながり、活性化が促進される等、効果が期待されます。その反面、リスクも多く、楽観視できないのが現状ではないかと心配しております。

そこで、次の二点について質問いたします。

一点目、古民家の軒数はどのくらいあるのか、この事業費はどのくらいか、五ヶ年事業計画の中で、収支をどのように試算しているのか、『庵』等への手数料、売り上げの一〇％はどのような考え方で試算をしているのか、経営分析をしているようだが、この採算は取れるのか、今後どのようにそれを進めていくのか、この事業の内容について伺います。

二点目は、『第三者委員会』と言いますか、有識者、各種団体、地区会長等を入れての説明、意見を聴く考えはないのか伺います。

なお、再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 古民家再生事業についてお答えいたします。

『おぢか観光まちづくり大使』のアレックス氏が小値賀町を訪れ、旧藤松邸の再生事業について構想を聞いたのは、一昨年の夏のことです。小値賀の美しい景観を守り、小値賀の歴史と伝統、文化を伝える小値賀らしさを世界に伝える事業の一環として、有効利用を図りながら後世代に残す形の提案があり、これは小値賀町の活性化策の核となる事業だと感じたところです。

私は、町長に就任してから町の活性化のために観光の産業化を進めてまいりましたが、NPO法人設立に始まり、その後のおちかアイランドツーリズム協会のご努力により、農業や漁業体験を中心とした観光が県内外からも脚光を浴びておりまして、先月も先進事例として、韓国から三十七名の視察があったところで、その他にも多くの視察研修があり、民間と行政が一体となって進める観光推進の成果が見えつつあります。

しかしながら、体験事業を主体とした事業展開には限界があり、観光が他の産業と肩を並べるといいうレベルにはまだ遠い状況にあります。

そこで、今後更に観光を推進する方策として、アレックス氏から提案があった古民家を再生し、活用する新たな観光まちづくり事業に取り組むことで、観光を本格的に活性化、産業化につなげることができないかと思ひ、現在、事業の分析・研究及び各種の検討を行なっているところでございます。

第一点の事業内容については、古民家を再生して活用を図り、観光を振興させる事業の概要は、町内に点在する百年くらいの古民家をアレックス氏がプロデュースして、外国人や都会の人が中長期的に滞在・体験ができる場として再生し、これを利用する人たちをターゲットとして、旧藤松邸を再生した郷土料理や地場産品を使った、これまで小値賀には無い様なレストランやゲストハウスに導く、新しい観光資源にしようというもので、実際に京都が有名ですが、その他各地でも古民家の再生事業は展開されておりまして、脚光を浴びつつある事業であります。また、整備するにあたっては、町内においても経済効果もたらされ、更にリフォームだけでなく、古民家の再生という新たな技術の蓄積にも役立つと考えられます。

ただ、自治体が本格的に取り組む事例は初めてと聞いており、そのため、国の全額補助事業を使って、現在、アレックス氏による古民家再生の調査事業を行なっておりまして、旧藤松邸のほか、空き家十二軒の概要を調査したところ、十軒が再生可能で、全部を事業対象とすると、四億一千万円程度の試算が出ております。この金額は、今後、細部の調整が必要であり、確定額ではなく、最大限の金額とご了承いただければと考えております。実際の事業推進規模については、検討中でございますので、軒数、事業費ともまだ決定いたしておりません。近々、アレックス氏の会社と調整を行なう予定ですので、そこでおおよその計画を固めていきたいと考えております。

一方、この事業を行なう上で、おちかアイランドツーリズム協会で、補助事業を使った古民家事業運営の試算も行なわれております。先に議会の全員協議会に報告させていただいております運営計画につきましては、その後、各種の再点検や調

整を行っておりまして、数値的にも流動的でありますので、大変申し訳ありませんが、重ねてご了承をお願いいたします。内容といたしましては、おちかアイランドツーリズム協会の収益事業部分を会社化して、新たに古民家を再生した観光事業を取り込むことを想定した分析となっております。古民家の再生・活用事業部分では、当面、藤松邸の古民家レストランと、五軒の古民家で算定しております。その試算は、佐世保市の税理士とも検討を行ない、概ね三年後には、軌道に乗る予想がされております。

今後とも状況は変動しますので、実態に合わせた運営試算が必要になると考えております。また、整備事業も重要ですが、その後の運営が自立できるものでなくてはなりませんので、内容を十分に分析して、観光の産業化に役立つような事業展開を進めてまいりたいと考えております。

次に、『第三者委員会』の件ですが、これまで、古民家を再生した観光推進構想について、各種の説明会やシンポジウム等を開催しております。アレックス氏や『庵』が行なった町や議会、アイランドツーリズム協会への説明会が二回、また、町民全般向けが三回で、合計五回の事業説明を実施し、それに伴って各種新聞報道や『おちか新聞』でも掲載されておりますので、大まかな構想や展開の方向性は、議会や町民の方もある程度はご存知のことと思います。

議会からも町民に知らせるべきではないかと指摘も受けておりますが、『百周年事業シンポジウム』でのアレックス氏の講演や、今月六日に開催されました、『アイランドツーリズムフォーラム』においても、古民家を再生・活用した観光事業の可能性と必要性が説明されたことは新しいところです。

最終的には、議会の承認をいただかなければなりません。必要に応じて、『第三者委員会』の開催も検討しなければならぬと考えているところです。

以上です。

議長（横山弘藏）

浦 議員

五番（浦 英明） 事業費の説明でありましたけども、アバウトなことで、ちよつとまだ煮詰まっていないうかというふうに思っておりますけども、私も前いっぺん言いましたけども、四億円の事業というようなことを、さつきちよつと言われましたので、町長が常日頃言っておるとおり、「小さいながらもですね、しっかりと行政を目指していくと。身の丈に合った行政を目指すんだと。」というふうなことを言っておられますけども、この四億の事業が、その規模に見合った

事業なのかどうか、そこ辺りがちよつと甚だ疑問ではありますが、そこをちよつとひとつお尋ねします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

これは、概ね、上限が四億ということでごまかしまして、二・三日後にはですね、『庵』の方から社長と、それから設計担当がですね、来るというふうになっておりますが、「今、経済が厳しい中、どうするのか。」という質問もいろいろ言われております。

そういうことで、総合的にいろいろ考えて、この件につきましてもですね、よく話し合いながら「どうするのか」というのは考えなければと思っております。

もうしばらくですね、皆様と相談しながら、そんなに早急にということじゃないと私は思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 先ほど、答弁がもれておったようですので、今、『庵』のことを言われましたので、この『庵』等への手数料ですね、この売り上げの一〇%、これをどういうふうに試算しているのか、これをお尋ねしたいと思います。

というのがですね、今、企業もやっぱりいろいろ利益を出すのに四苦八苦している中、この売り上げの一〇%は、余りにも高いのではないかと、こういうふう思うものですから…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） この件についてもですね、建設事業費にしても、運営についても、『庵』が一人勝ちというような感じでですね、やるのはおかしいということで、アレックス・カーさんにはですね、「採算が取れないのに何で手数料だけ取るのか。」ということとは、再三言ってますね、「それは必ずしも一〇%とかいろいろいうことじゃないから、今後よく相談しながらですね、検討しましょう。」ということ、私はそっちの方で理解しているつもりです。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それは今、町長が答弁したように是非とも、「一〇%では高いのだと、そういうふうな意見をする方もおられるから…」ということ、伝えていただきたいと思えます。

それから、この収支状況なんですけどもですね、この集客については、先ほどから言ってます、『庵』それからJTB、

こういったところ辺りの支援を仰ぐようなんですけども、まあ言い方がちょっと悪いかも知れませんが、『人の禪で相撲をとる』ようなことではですね、ちよつと余り期待が出来ないんじゃないかと、私自身はこういうふうに思っているわけですね。

それで、コンサルタントみたいな、例えば、私もよく判らないんですけども、ホテルとか観光業のですね、そういう専門家、コンサルタントみたいな人を招いて、いっぺん収支計画の内容をですね、見直す考えはないのか伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今ですね、世界が不況ということ、今の計算しているあれには当てはまらないんじゃないかとは思っておりますが、そういういろいろ諸々の問題もありますし、民都機構の方からは一応五千万ということも決まっておりますので、早急な立ち上げと言いますか、無理をしないようなやり方でやらないと、ちよつと厳しいんじゃないかと思っておりますので、事業等もですね、いろいろちよつと私たちが考えているのとですね、結構隔たりがあるというのは確かでございます、それを一つ一つ今度よく聞いてですね、そしてやりたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 『庵』のことばかりちよつと言つて恐縮なんですけども、要するに先ほどから言ってますとおり、京都をメインにしてこの計画を大体作り上げていこうなので、再度また『庵』のことについてお尋ねしますけども、この稼働率ですね、これが何パーセントなのか。そしてまた、何パーセントであれば事業として成り立つのか、そこ辺り判れば、答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 『庵』は、前はですね、結構よかったですとは聞いておりますが、京都周辺にも同じような古民家が増えて、そして今は、十二月が大体本当は多くならなければいけないんですけど、一〇何%ぐらいしか、今の予約にはないというところで、インターネットではですね、そういうことで、ですが、ただ『庵』とかいろいろの分野にお願いばかりじゃなくて、やはり小値賀の方ですね、来てもらうためには先ほど言われました国際音楽祭等もいろいろ協力しながら、しなければですね、せいけんNPOのIT協会等もありますので、そういうことで、率の方については担当課長の方から説明

をさせます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

実際の稼働率というのがですね、ちよつと手元の資料にはございませんが、現在、九軒ほど営業をいたしまして、今年の閑散期の六月でも百六十泊というような、そういうような実績ということを伺っております。

それで、小値賀の方でこの古民家事業をやるとすると、稼働率が約三割ぐらいで収支が取れるんじゃないかというような、そういうような報告はいただいております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 先ほど、町長が『庵』の稼働率について答弁がありましたけども、私も調べておりまして、それ以上はいくんじゃないだろうか、二〇%から、どうかすれば三〇%ぐらいはいくんではないかと、ちなみに十二月十七日調べた内容では、一ヶ月先でやっぱ二〇・一%、二ヶ月先で三〇・一%ですかね、まあ私なりにこれは計算しましたので、この数字が正解かどうかは判りませんが、そういったことで、その数字については解りました。

それですね、三〇%で収支が取れるということ、今、吉元課長の方から答弁いただきましたけども、五ヶ年の収支事業計画の中で、小値賀の方が二十二年は一八%、それから二七%、四一%ときまして、二十五年は六一%にもなってるわけなんですね。こういった数字がどうして出てくるのか、どんな根拠で出したのか、私としても興味のあるところですので、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

この古民家の稼働率につきましては、一応『庵』とですね、アイランドツーリズム協会の方に、古民家再生の準備室というのがありますので、こちらの方で分析・検討をさせていただいております。

まあ当初はやはり、一〇%台というようなことは、こちらの方としてもですね、推定するとうか、そういうような数字だというふうに思います。で、アレックス・カーさんの方からもいろいろ話を聞いています中では、外国人とか、そういった方が来るためには数年かかる、そういうようなことを加味すると、平成二十四年・二十五年ぐらいには少しずつ利用率は上

がるだろうというような形で、そういう報告はいただいております。

ちなみに、アレックス・カーさんの方からはですね、こういうような古民家事業を小値賀町が取り組むということになれば、来年そういう事業の途中をですね、四十人ぐらい視察に伺わせたいというような話も、これはアメリカの同じ大学を卒業した方たちですけども、そういうような話もあっておりますので、外国人の集客が可能だというような、アレックスさんの話もあながち、そういうことも可能なんだなあという印象は私は持っております。

そういうようなこともありまして、古民家の稼働率については、概ね、専門家と話ながら想定している率だというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 今の答弁でも少し納得はいかないんですけども、専門家がそういうふうに言ったんだとすれば、そうなのかなと、この数字でいきたいということ、もっていかねいかんということですね。そしたらね……。解りました。

それから、もう一つですね、私が一応資料をちよつと調べたんですけども、この十二月のですね、日本政府観光客、JNTOの資料によりますとですね、訪日外国人客は、一月から七月までは平均一〇%増だったと、八月からは二%の減、九月にいたっては六・九%の減、こういうふうになっております。これは三十ヶ月ぶりに減少しているんだと。そしてまた、出国日本人数も前年八月比、一〇・一%の減と、こういうふうな資料が出ております。

このようにですね、リーマンブラザーズの破綻ですかね、そういうものが影響しているのかなあと。株安、それからドル安で、こういった景気の低迷で、他人の世話をしている暇はないのかなあと。それで、世界が金融不安に陥ってる最中、財布の紐を緩める人はもうほとんどいないと。それで集客が見込める状況ではないのかなと、こういうふうには考えておるんですけども、この一番目の質問に対してはこれで終わりますけども、そのことについて私は疑問でありますので、出来ましたらば答弁していただければと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 浦議員のおっしゃっていることはよく解っているつもりだと思っておりますが、ただ、さっきの計画で稼働率の六〇%とか、そういうものについてはですね、ちよつと厳しいんじゃないかというふうには正直思っております。

ただ、景気の動向がどういふふうになるかというのは、ちよつと判らない状態の中ですね、国庫補助金とか、国土交通

省関係もですね、予算等がですね、付く見通しということであれば、少しずつでもいいから、しなければいけないんじゃないかとは思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それでは、もう一つですね、ちょっと聞き忘れておりましたので…。

宿泊、古民家に仕出しサービスをすればですよ、旅館・民宿等の、そういった業者の脅威にもなりまして、今まで小値賀を守ってきた先人たちですね、思いをすれば、これもすんなりOK、ゴーサインを出し切れないなあというふうな考えも私もしているわけなんですけども、それと一つ文章の言い回しでちょっと気になったものがあるんですけどね、それが、「民泊が障害となつて、ツアーに取り組めなかった、若しくはツアーが成立しなかった企画は少なくない。」と、こういうふう言い回しておるわけなんですけども、これはどういうふうな意味なのか。

私とすれば、PTP事業が成功したのは、この民泊を立ち上げてやったお陰だというふうには、こう思っておるもんですから、私のちよつと解釈が間違っておるのか分かりませんが、そういう私とすれば疑問な点が飛び込んできたもんですから、そのことをどのように捉えているのか伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） その問題はですね、野崎の旧野首教会のときに、野首の方たちがですね、宿泊とか何とかで旅館とか民泊に泊まってですね、それで音楽祭の方のお客が民泊にというふうに言われたんですが、民泊は泊まれないというふうなことでですね、音楽祭の参加者が減ったというのは聞いております。

その点、詳しいことは、担当課長に説明させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

旅館・民宿への影響という部分ですけども、これにつきましては、先日、旅館・民宿部会と言うか、そういう人たちに集まっていたら、この古民家事業の概要、そういったものを説明させていただきました。

確かにそういうような、議員さんがおっしゃるような部分ですね、心配されてるようなこともございましたし、今回の古民家事業については、少し値段設定を大きくして、今まで小値賀の方に来られてないようなお客さんを引っ張るとい

そういうお客さんをターゲットにしたいというような話で、全体の皆さんの感想といたしましては、「やはり小値賀の方にお客さんをいっぱい引つ張つて来ていただくというのが、自分たちもそういうことを望んでる。ですから、そういう意味で自分たちと競合しないようなお客さんを連れて来るといような事業であれば、ある程度理解は出来る。」というように話を伺ったところでは。

それから、議員さんから指摘がありました、「民泊が障害となつて」といような云々でございしますが、私の方にも少しそのときの資料がありまして、基本的にはそういう富裕層向けのお客さんはなかなか民泊の方を希望されないというように話のようございします。

しかしながら、そういう「障害となつて」といような表現は、確かに不適切だといふふうに私も考えております。これは多分ですね、民泊という、そういうような制度と言うか、そういう仕組みが限界と言うか、そういうようなところを表現したかったんだろうといふふうに思います。

私としても、町長としても、そういうのは『本意』ではないといふふうに思いますので、アイランドツーリズム協会の方には、そういう旨を申し伝えたいといふふうに思います。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 二点目のですね、第三者委員会、有識者、地区会長の意見を聴く考えはないのかということ、先ほど、町長から答弁をいただきましたけども、「シンポジウムを開催しているIT協会なんか二回、町民向け三回、そして『おぢか新聞』等で知らしめている。」といふような答弁でありました。これについて私も『おぢか新聞』で見ましたので解りました。こういった知らしめる意味で、早めにやっていただけならばなあといふふうに思ったもんですからね。

それで、このことにつきまして、もう一点だけ伺いたします。

少なくともですね、古民家が立ち上げるところ、例えば、私が今認識しているところでは、笛吹・柳・浜津、それから筒井浦の藤松レストランですね、こういったところには何回かやつぱり自分たちが出向いて行って説明をするとか、意見を聴くとか、そういったことをしてほしいなといふふうに切実に思ったもんですから…。

というのがですよ、例えばですね、まあこういうことはないかなあと思うんですけど、文化の違いで外国人はですよ、例えば、朝からガンガン音楽をかけたとか、踊つたりとか歌つたりとか、そういうことをする可能性があると思うんですよ

ね。そうした場合、夜ダキをする漁師さんにとっては大変迷惑だというふうに思います。

先日、テレビでもあっておりましたけども、築地市場ですかね、あそこで外国人が来て大変邪魔になると、マナーがなっていないというところで、視察もあそこは止めてもらったと、そういうような経緯がありますもんですから、そういうことについては、ちゃんとやってもらいたい。

それと、関連しますけども、例えば、そういったところで、トラブルが発生した場合はですよ、言葉が判らないと思うんですよ。できましたら、英語が出来るような人を一人ぐらいでも配置できるような、そういったこともひとつ考えていた方がいいなというふうに考えておるわけなんですけど…。

そこについて、ちょっと答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

第三者委員会の分については、先ほども述べましたが、一応いろいろですね、人選を今後したいというふうに考えております。

ただ、トラブル等についてはですね、築地市場の外国の方は大体意外と若い人たちばかりだったと思いますが、こっちは場合は、富裕層と言いますか、結構年配の方になるんじゃないかということ、前の藤松家のようにですね、夜中の二時も三時まで「ワーワー」というようなことはならないんじゃないかというふうに思っております。

それから、英語の方ですが、IT協会にですね、三人ほど英語をしゃべる人もおりますので、その点については何ら問題がないというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 解りました。それについては私が認識不足でありましたので、それであればもういいと思います。

ところで、『アイランドツーリズム協会が受け入れしているPTPアメリカ国際親善大使事業、これが『PTPアメリカ高校生平和大使アンケート』で、二年連続世界一に輝いたと、その上に、日本エコツーリズム大賞特別賞、毎日新聞社二〇〇八グリーンツーリズム大賞優秀賞を連続、これは受賞しておるわけです。この共通の評価は、小さな外界離島であるにも関わらず、国際交流も含めた様々な取り組みを島ぐるみで成功させているということだそうですね。

町長から聞きましましたけども、金子県知事からも、「小値賀はよくやっている。国から直接、補助事業を取り付けるように他の市町も見習うべきだ。」と、こういうふうなお褒めの言葉をいただいたそうです。

それで、『頑張る地方応援プロジェクト事業』等、こういった国との直接の補助事業に対して町職員も文字通り頑張っているなど、また、それを実施できるのは大したものだなというふうに思っております。今後とも、このような事業を見つけていただき、推進されるよう望みます。

最後に、この古民家再生事業に対し、もう一度確認の意味で、どのように検討をしていくのか質問をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、職員の皆さんがですね、一生懸命頑張るいろいろプログラム等を作って、補助金をもらってきていただいている中でですね、その古民家の分につきましてもですね、一応起債などが付きますし、補助金も付くというようなことで、一般財源をなるべく出さないようなやり方では是非ですね、いっぺんにこれをやるたつて無理なことですので、その点はご理解をいただければというふうに思っております。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	三十二分	—
—	再開	午後	二時	四十七分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第五、発議第一〇号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

改正理由について局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（横山弘藏） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一〇号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一〇号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六二号、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第六二号、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

当町が申請しておりました「元気再生まちづくり事業」が、財団法人「民間都市開発推進機構」の住民参加型まちづくりファンドとして選定され、その受け入れを小値賀町振興基金とし、受け入れに際し、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、今回の上程となりました。

最後に条例の『新旧対照表』を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 内容はよく解りました。

振興基金でございませけれども、十九年度末で一億九千九百八万四千円でございますが、計算すれば判るわけですけど、二十年度に積み立てた場合、概算どのくらいになりますか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 「民間都市開発推進機構」からは、五千万が入る予定でございます。

ですので、二十年度はまだ、先ほど言いました一億九千九百八万四千円だと思いますけど…。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 五千万とですね、今現在予算に組まれておりますね、振興基金積立金が…。それを合わせて、十九年度末の現在高にそれをプラスして五千万と、今現在組んどの一千九百万ばかり組んどのんじゃないですか？今予算に…。振興基金を…。この五千万とは別に。今度これは補正するわけでしょうけど…。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 私は何も組んでいないと思うんですけど…。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 振興基金の十九年度末が一億九千九百万と、まあ端数は申しませんが…。それと、今現在、現計で一千万九百八十五万六千円組んどりませんか？基金積立金に…。二十年度の今の予算に…。

それと、今度の五千万をプラスした場合がどのくらいになるかということですよ。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

当初予算で二十六万九千円を組んでおります。補正二号で一千九百五十八万七千円。で、今回はまだ、審議が明日ですけれども、一応九千五百十二万七千円組む予定にしておりますので、年度末の見込みとしましては、現状では三億一千万程度になると思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） この条例の改正案は、民都機構からの五千万というものが入ってくるということ。そして民都機構自体が考えているまちづくりファンドという考え方を、我々が取り入れることだというふうに思います。

であれば、民都機構が考える民都機構と町と民間が双方でその基金を出していくってという考え方が基本的にあります。であれば、今後、この第二条の『積立て』の所に、民間からも今後寄附されるという可能性も十分出てくるものだというふうに理解をしておきます。

そこで、「基金として積み立てる額は、元気なまちづくり推進の費用に充てるために」とあります。で、この振興基金の設置に関する条例で言えば、第一条に『設置及び目的』というのがあります。「自ら考え自ら行う地域づくり」事業を推進するため、この基金を設置する。」ということになっております。

であれば、目的は、「自ら考え自ら行う地域づくり」でありますが、それに対して民間から寄附をしたいという場合、元気なまちづくり推進の費用に充てたいのじゃなくて、「自ら考え自ら行う地域づくり」の方にとりよるような、両方の考え方が出てくるということにはならないかという心配をいたしますので、考え方として一緒なのか、いや別の目的があつてこういう表現をしたのかということ伺いたいと思います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えいたします。

第二条の「元気なまちづくりの推進」というのは、第一条に書いております「自ら考え自ら行う地域づくり」というのに、内包されております。同じような意味であるというふうに捉えて改正しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六二号、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六二号、小値賀町振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第六三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

平成二十一年一月一日から、産科医療補償制度が施行されます。妊婦の皆様が安心して産科医療を受けられるように、分娩機関が加入する制度でございます。通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度の脳性まひとなった赤ちゃんとご家族の経済的負担を補償する制度となっております。

その制度の開始に伴い、出産育児一時金等の支給額を、産科医療補償制度等に加入する医療機関等において出産した場合は、従来の三十五万円に掛金相当額の三万円を加算して三十八万円を支給し、産科医療補償制度等に加入していない医療機関等において出産した場合は、従来どおりの三十五万円を支給するものでございます。

この度の改正は、その法律改正に伴うものでございます。附則で、施行日を平成二十一年一月一日からにしております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今説明がございましたけれども、三万円を上限として加算される、『健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書』を、たいてい見つけたってすけど、見つけきらんとですよ。

それで、ちよつとその辺を、何か医療機関によって違うつちゆうような説明で言よつたですけど、もう一度確認いたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

文書を読んだものかどうかというところですけども、手元に資料がございますので、後でコピーをお渡ししたいと思います。

議長（横山弘藏）

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの施行令のことでございますけど、先ほどの説明に「脳性まひにかかった者に対して」という説明がありました。その前提として、「特定出産事故に係る事故によって、脳性まひにかかるといふことがあるようですが、特定出産事故とは、どのようなことを言うのか。或いは「この脳性まひにかかった人はすべて」ということではないのですから、この前提になっている部分の『特定出産事故に係る事故』というものは、どういうものを指すのかというのを伺いた

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今、議員が質問されたように最初から危険な分娩につきましては、この補償の対象になってないということでございます。「通常の分娩、出産にも関わらず、脳性まひとなった場合」というのがですね、出生体重二〇〇〇グラム以上かつ在胎週数三十三週以上、またその障害の程度が身体障害者等級、一・二級相当の重症者ということでございます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

「今のような前提があります。」ということなんですが、単純にこれでいけば、まあ書き方がこれ、我々が普通に感じるものとは違うんだろかなあとは思っています。「特定出産事故」と言うんですから、何か問題が医療側に生じてるっていうことが起きたということですかね？それとも今言ったような三つぐらい言いましたかね？「そういうふうなもの」が一つの基準ですよ。「という話をされたんですが、これはさっきおっしゃってた、最初から難しい出産だということがある場合は別個だけど、普通の出産なのに、特別の事故が起きたということで、「特別」って言うならいいんですけど、「特定出産」って言うもんだから、何かその出産のあり方に特定の、定められたものがあるのかなあと思ってるんですけど、それは別にないんですね？医師がこういう事故を起こしたとか、看護師がこういうような事故を起こしたとかということではないということですね。

「今の三つのところが一つの基準です。」ということですね、確かめておきます。

議長（横山弘藏）

住民課長

住民課長（中川一也） おっしゃるように、「特定の」というのがやっぱり異常な状態だと、これはやむを得ないというふうに保険の方も考えておきまして、今ご存知のように、非常に産科医が受け取りたがらないという、医療補償問題に発展するのを非常に恐れる、そういう風潮がございます。

そういう面では、出産のときに、そういう事故が起きたときに、それを補償する制度でございまして、個別にいけばまたその審査が必要になってまいります。基本的には、今言ったような、出生体重二〇〇〇グラム以上かつ在胎週数三十三週以上で、しかも基本的には母体とそういったいろんな障害が無いような、そういう割と安全に子どもが産まれると思われるケースにおける事故と、そういうふうな書き方をしております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治）

よく見ますと、「三万円を上限」つちゆうことでございますけれども、そこはどういうようなことにな

つとるわけですかね? 「上限」つちゆう…。 「三万円」つちゆうことじゃないんですね。せいけん、三万円を最高につちゆうことですから、二万円もあれば、二万五千円もあるんでしょうし。どういうふうな場合にそういうことになるんですかね?

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

国の法律で実際の保険料の水準を踏まえて「三万円以内」という表現になっております。

例えば、これが入っていない機関であれば、三十五万円ということでございますので、その保険料に相当する額ということで、その保険料の『写し』を付けるようになっております。掛金の『写し』を付けるような格好で支払うようになっております。医療機関が保険会社に払った掛金の額を添付していただくような格好になります。

議長(横山弘藏) 松永議員

九番(松永勇治) 三万円を上限つちゆうことは、条例で二万円に決めてもいいつちゆう意味じゃないんですね?

そうしないと、どこで判定するのか。何か添付するつちゆうことですが、それは「三万円を超えない範囲で、三万円をやりなさいよ。」ということじゃないんですか? それとは違うんですか?

条例で定めてですね、三万円以下、まあ二万五千円なり、二万円なら二万円と。「小値賀町は二万円」ということで支給するつちゆうことじゃないんですか?

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

この出産一時金につきましても、だんだん国の方針は現物払いの方に移行している傾向でございます。今も『受任医療払い』と言って、医療機関からの請求に応じて直接保険者が医療機関に払うケースも最近増えております。

そういった中においてですね、医療機関の方からそういった「自分のところはこれだけの掛金を払っていますよ。」というふうな、そういう資料をですね、添付していただいて、その金額に応じて払うという格好になります。

そういうことですから、三万円に限るわけでもなし、二万円に限るわけでもなくて、その実費という形になるかと思えます。

議長(横山弘藏) 松永議員

九番（松永勇治） ということは、医療機関の方から三万円以内で請求するつちゅうことですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） その分だけを別に払うという形ではなくて、三十五万円に上乗せして同時に一緒に払うという形になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六四号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六四号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

行財政改革の中で、市町村はできるところから経費の削減に取り組んでいますが、敬老祝金についても、見直しされて、長崎県内でも、ほとんどの市町村が七十七歳や八十八歳、或いは九十九歳、百歳といった節目の年齢に支給しています。

本町におきましても、二十年四月に策定された『行政改革大綱』に基づきまして、二十一年度からの施行に向けて本議会に条例の改正案を提案するものでございます。

第二条は、支給要件でございますが、第一項第一号で、近年、永住を目的に外国人登録をされた住民の方も対象とするにととしております。第二号が対象年齢でございますが、七十七歳、八十八歳、百歳の節目の年齢としております。

第三条は、敬老祝金の額でございます。

第四条は、申請及び認定でございますが、住基がコンピューターで管理され、申請や認定の事務手続きを省略しても支障がないことから、削除するものでございます。

附則として、この条例は平成二十一年四月一日から施行することにしております。

なお、最後に条例案の新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） この条例案につきましては、老人会に対しての説明は行われておりますかと、それと、敬老祝金はですね、本年度四百四十七万四千円計上されていますが、この改正後に基づくですね、必要額と、その削減額については、先ほどから「老人福祉対策に充てる。」というような話が町長からもあったようにございますが、一般質問の中で…。

そういうことで、ひとつお答えをお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。
老人会の総会等におきましては、町長の方からその旨のお話等ございました。

二点目の、これによる歳出の影響でございますが、年度によって異なるんですけれども、約三百万と見込んでおります。実際の高齢者福祉に当てる事業の内容でございますが、先ほども町長も申したように、小値賀町の地域特性を考えると、一つには高齢者の配食サービスというものもございますし、また図書館が移転した後に、今後考えられる各種福祉サービスの展開、それからいろいろと考えているんですけれども、例えば、高齢者の交通弱者に対するバスの割引等、その他、介護保険の周辺サービス等も含めて、これから具体的に調査をしながら決めていきたいと思っております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

ですか？

第二条第二項、「七十七歳、八十八歳及び百歳」ということですが、これは満年齢ですか？数えの年齢ですか？

議長（横山弘藏）

住民課長

住民課長（中川一也）

お答えいたします。

九月一日現在における満年齢でございます。

議長（横山弘藏）

立石議員

八番（立石隆教）

私は、こういう条例というのは整合性が必要だと思っております。

この七十七歳や八十八歳って、いわば中途半端な数字です。もしやるとすれば、「八十・九十・百」、或いは「七十五・八十五・九十五・百」っていうようなのが、まあ普通に言う切のいいところであります。がしかし、七十七というのは、昔から伝統的に『喜寿』だと言われております。八十八は『米寿』です。その考え方がここにもたらされたんだろうなあと、「そのお祝いです。」という意味合いがあるんだろうなあとということは解ります。

ならば、百歳は九十九でお祝いです。『白寿』です。なのに、ここだけは「百」になっているというのは整合性があるのか？と私は思うんです。

そういう意味ではですね、そのお祝い事と言うのは伝統的なものです。お祝い事は『満』ではやってはおりません。本来、『数え』でやっております。したがって、この七十七歳に、ここの満年齢でいけばですね、七十七歳になる前年にお祝いをやって、七十七歳の満年齢に達しないうちに亡くなった場合は、これをいただけないんです。

その辺のところ、整合性どうなのかなあと、どう考えたのかなあと思っていますので、伺っておきます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

百歳というのは、今までの中で、百歳に到達したときに『お祝い』をやっている関係で、「百歳」ということになっております。

その他の、『喜寿』・『米寿』の話でございますが、一つは基準日を実際の支給日と大きく違った基準日で設けますと、基準日に生きていて、支給日に亡くなった方が相当数出られると…。

そうなりますと、それを今度は家族なり、他所にいる子どもさんなりに送るとか、そういった作業が出ますので、極力、支給日に近い、『敬老の日』に近い日にちを基準日として設けてると思われまます。そうした場合に、従来の条例で、九月一日現在、満七十七歳に人に配っていますので、今度条例を変えたときに、同じ基準でいかないと、二重にもらう人、若しくはもらえない谷間の人が出る恐れがあります。

そういうことであれば、同じ基準でいった方が、そういったちようど満七十七歳になったら必ずもらえると、今回一回、最初の人は必ずもらえるとという形になるので、このように考えて条例を作りました。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） まあ現行の制度との整合性というものを基本に置いたということですから、それは解りました。

であれば、「七十七」を「八十」にしてもよかったなあ。で、「八十八」を「九十」にしてもよかったなあ。何ら問題が無いと…。

何でこれを言うかと言うとですね、やっぱり日本の伝統とか文化というのはですね、私はきちんと守っていく必要があると考えております。で、こういうふうな七十七歳で、公的な行政がですね、七十七歳に満年齢でお祝い金を出すんですよという話になると、一般の人たちもですね、『喜寿』とは満年齢なんだというふうな理解し始めるんです。それは今までの伝統や日本の分化というものを崩していくことに行政が荷担することになります。

で、「そういうことでもいいのか？」という私はアンチテーゼを言ってるわけです。

したがって、こういうふうな時を考える時にはですね、そういうふうな文化や伝統・習慣というやつをですね、無視して考えると、これは、まあ無いとは思いますが、それを考えた上でそうしたんだと思えますけれども、お祝い金を出す

ということが『喜寿』とか何とかという話であるならば、私はそういうふうなものは、あくまでも尊重しながらやると。
そこで、現行との問題があるんなら、じゃあ、そういう『喜寿』とか『米寿』には、年齢的に出したいけど出せないけど、
そういう意味ではそれを超えた「八十・九十」で出そうかという話があつてもいいのかなあと…。軽く伝統や文化面を考え
たのではないかというふうに思いましたもんですから、お伺いをいたしました。
その点については、どのようにお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

条例を作るときに、他所の条例を参考にするということがあるもんですから、基本的に他所の条例を少し参考にさせてい
ただいて作ったということで、今、立石議員のおっしゃるような観点は考えておりませんでした。

今後は、その辺につきましては、町長等とも相談しながら検討したいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、十二月十九日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 二十分 散会 ―